

第3章

自治体の間接支援

廣く

廣く

第3章 自治体の間接支援

ここでは、自治体の行うボランティア活動支援のうち、間接的な支援方法についてのべる。まず、自治体におけるボランティア活動支援のあり方について考察し、直接支援方式に対比した間接支援方式のメリットを提示するとともに、支援活動を行っている団体を紹介しながら、問題点等を整理していきたい。次に、そうした場合の支援組織の形態についてのべることにする。

1 自治体における間接支援のあり方

(1) ボランティア活動支援の形態

社会的なボランティア活動の支援は、三つのルートを通して行われる。

第一に、自治体組織（行政部門；第1セクター）という公的な機構を通して行われる活動で、いわゆる行政の一部をなし、税を主要な財源として行政目的の実現ないし国民全般の福祉を追求するものである。

第二に、経済組織（民間営利部門；第2セクター）という私的な機構を通して行われるもので、直接には主として利潤追求をめざしてはいるものの、同時に生活向上のための資材や商品の供給・科学技術の開発・雇用の安定・利潤の分配等により、間接的に社会的な福利増進をも達せられるものである。

第三に、自治体のような公的機構ではなく、つまり私的機構（民間非営利部門；第3セクター）であるが、利潤追求を目的としない組織を通して直接に社会福祉ないし文化の向上をめざすボランティア活動に対して行う支援である。営利を目的としないあるいは誰のために役立つというわけではない組織はのぞいた民間非営利部門のうち、「公益活動」と呼ばれているものである。これらの支援のための財源は、公的補助金や事業委託、あるいは個人または企業の寄付によるもので、多かれ少なかれそれはボランティアリズムが存在していると思われる。

(2) 間接支援とは

行政の活動は、法律と予算にもとづき、その利益がひろく均等に分配されるように行わなければならない。したがって、直接支援の場合、ボランティア活動に対する自主性、自立性を阻害し、活動内容を支援する上でも活動組織を選別し、活動に制限を与えてしまうことは、第2章4で明らかにした。そこで、行政は、ボランティア活動の自主性や自立性を損なわない形で、その発展のための基盤を整備することが理想である。そこで、(1)の支援組織の形態の三番目で述べた、第3セクターを媒介してボランティア活動を行っている団体や個人を支援を行うことが理想と考えられる。この活動を行う理想的な団体をこの研究では中間支援団体と定義づける。

ここで言う支援は財政的なものだけでなく、ボランティア活動に関する啓発広報、ボランティアコーディネーターの養成、各種研修の開催、情報・資料の収集およびその提供や相

談なども行われることが必要である。

(3) 自治体と「間接支援」

ボランティア活動には、行政の価値観とは異なる立場や発想で、自発的、自律的に行うものがある。この間接支援を行うことによって、本来的に行政では扱うことのできない活動を中間支援団体を通して支援することができるため、ボランティア活動を側面から支援していくという点からいっても、自治体にとって望ましい方策ではないだろうか。

2 中間支援団体におけるボランティア活動支援

それでは、本市が支援する中間支援団体はボランティア活動支援施策をどのように講じているのだろうか。ここでは、本市の施策として行われている4つの支援団体を支援事業の一例として取りあげてみたい。

(1) 財団法人川崎市国際交流協会

財団法人川崎市国際交流協会は本市の全額出資によって1978年に設立された財団法人である。川崎市内の外国人や市民の対する内外の情報の提供及び産業都市としての川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、本市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与することを目的として設立されている。事業内容は、諸外国の情報、資料の収集及び提供、市民レベルでの国際交流に関する事業の実施、国際交流事業の企画及び調査等のほか、ボランティアに対する支援活動としては、民間国際交流団体のネットワーク化と事業活動の支援及びボランティア（通訳、翻訳、ホームステイ及び文化紹介）の育成事業を行っている。

(2) 財団法人川崎ボランティアセンター

財団法人川崎ボランティアセンターは本市出資金および市民の寄付により1982年に設立された財団である。ボランティア意識の啓発およびボランティア活動の開発を通じ、市民相互の連帯と協調の意識を高めるとともに、市民主権と参加の原則に基づき、ボランティア活動その他の地域的諸活動への市民の参加を推進援助し、もって住みよい文化的な地域社会の確立に寄与することを目的とされている。事業内容は、ボランティア意識の啓発・広報、ボランティア活動その他の地域的諸活動に関する情報収集、提供及び調査・研究、ボランティアの需給調整やボランティアグループの育成及び活動促進とボランティアの研修事業を行っている。

(3) 財団法人川崎市生涯学習振興事業団

財団法人川崎市生涯学習振興事業団は本市の全額出資により1990年に設立された財団である。生涯学習に関する講座、講演会の開催、情報の収集、整理および提供、各種相談および調査研究などを行うとともに、生涯学習施設の弾力的な管理運営を行い、もって市民の健康で生きがいのある創造性と個性を生かせる活力ある本市の地域生涯学習型社会の形成と振興に寄与することを目的として設立された。事業内容は、生涯学習に関する講座および講演会

の開催、情報収集、整理および提供、各種相談、調査研究等を行っている。また、ボランティアに対する支援活動は、生涯学習に関する活動を行う団体および個人に対する施設の提供を行っている。

(4) (福)川崎市社会福祉協議会川崎市ボランティア活動振興センター

川崎市ボランティア活動振興センターは、社会福祉事業法の改正により、社会福祉協議会の目的の中に、市区町村社会福祉協議会を中心とした「在宅福祉サービスの企画、実施」及び「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」があらたに加わったことにより、ボランティア活動振興事業の充実強化が図られ、市・区専任銀行の改組により市民の福祉についての意識の高揚と市内ボランティア活動の効果的な振興を図るために設立された。事業内容は、ボランティア活動に関する情報・資料の収集、提供および相談、ボランティア活動に関する調査研究や啓発広報、ボランティアに関する研修訓練や育成援助を行っているが、あくまでも福祉色が強いといえる。

なお注目すべき事業としてボランティア活動に関する連絡調整として、川崎ボランティアセンターとの調整等を行っている点である。

3 本市と中間支援団体との関係

(1) 本市の間接支援の現状

本来、間接支援のメリットはボランティア活動に対する介入、自主性、自立性を阻害することなく支援できることであるが、現状では、活動の形式化がなされ本来の間接支援のメリットが生かされていないのではないかと考えられる。したがって、間接支援といいながらもボランティア活動を行政の補助的なものとしているのが現状である。また、ボランティアを始めようとする市民からしてみると、あまりにも窓口が多くどこに行けば自分のやりたい活動の情報が入手できるのかハッキリとしていない。たとえば、福祉ボランティアをやりたいのだが、ボランティアセンターかボランティア活動振興センターなのか判断できないのが現状である。

このように、本市における間接支援の現状は限界に達しているのではないだろうか。

(2) 中間支援団体の役割

中間支援団体による支援に必要なことは、各種ボランティア団体や個人のニーズを聞き、これにきめ細かく対応することと思われる。なぜなら、こうした機能を持つことが、地域に密着している支援団体には必要とされ、さらにボランティア活動に最も近い位置にあるパートナーとして、ボランティア団体の課題解決のために積極的な支援ができるからである。また、それは①組織としての自己確立、②行政が持つ情報など豊富な資源を支援活動にいかし、ボランティア団体相互の協力関係の強化とネットワークへの助成や推進をはかる、③新たな事業展開による多様な支援を行うなど中間支援団体に求められている役割と考えられる。

(3) 行政の役割

この支援（第3セクターによる）の最大の意義は、ボランティア活動を行っている個人・団体との間に媒介する組織を支援することによって、ボランティア活動に対する介入、自主性、自立性を阻害することなく支援できることである。しかし、ここで注意しなければならないことは、これら支援団体は、安定した資金が保障されているため事業成長は望めないと考えられる点である。これは、ボランティア団体の組織としての自己確立へむけての事業展開とあわせて、行政が中間支援団体の自立を促進する方向で支援していく必要があると思われる。

4 ボランティア活動に関する法人制度

(1) 中間支援団体の法人化

ボランティア活動を支援する団体が法人格を持つことによって、①組織としての自覚・自立を高め、②社会的な認知・信用をえ、③職員の雇用の安定をはかり、④基本財産や基金等を保全管理し、⑤不動産等の所有登記を組織として行い、⑥取引や契約の主体として自立し、⑦寄付金・助成金・委託金等の受入れ主体を明確にし、⑧寄付税制の適用を可能する。このように法人格の取得には法律による権利能力を与えられ、社会的な認知がなされ、税制上からも優遇措置のあることから、公益法人として設立したほうがよい措置と考えられる。

(2) さまざまな法人制度について

日本の市民公益活動が活発化するにつれて、欧米並みに法人各がとりやすい制度を求める声がしだいに高まってきた。とくに、阪神大震災を契機にボランティア活動の重要性も認識されている。そこで、中間支援団体に関する法人制度の現状を、民法による公益法人、特別法による公益法人、さまざまな非営利法人、準財団としての公益信託、任意団体、株式・有限会社の6つの形態をとりあげ、その制度の特徴について述べる。

このことについて、『市民公益活動基盤整備に関する調査研究 第1章第3節市民公益活動に関する制度の現状・総合研究開発機構 1994年3月』で述べているので抜粋する。

ア 民法による公益法人

日本の民間公益活動に関する制度の基本を構成するのが、民法第34条に定める社団法人と財団法人である。この特徴は主務官庁による許可制度である点にある。すなわち一般的な基準に則って「認可」するのではなく、それぞれの省庁や担当部局の裁量で「許可」する点である。このため一般的に行政の枠を越えるような活動を目的とする組織の法人化は難しい。さらに昭和47年に各省庁の申合せによって設立許可基準が確立してからは、公益性が厳しく問われるようになり、法人化は従来に増して難しくなった。ただし市民公益活動の場合には、活動地域が限定されるため都道府県の設立許可によるものが多く、それぞれの都道府県の考え方次第で柔軟な対応が可能に

なることもある。

イ 特別法による公益法人

戦後になって、学校法人、社会福祉法人、宗教法人など、いくつかの公益法人は特別の法律によって設立されることになった。これらはいずれも特定の省庁や部局が、一定の基準をもとにその要件を満たせば設立を認めるので、宗教法人は「認証」という特別の用語を用いているが、実質はいずれも「認可」にあたる。これらのうち学校法人と社会福祉法人はそれぞれ文部省と厚生省の強い監督下にあつて資金面でも大きな支援を受けているのに対して、宗教法人は行政からの独立性が強く資金的な関与も全くない。

市民公益活動の器としては、近年、社会福祉法人の設立が柔軟になりつつあり、多くの可能性をもっている。

ウ ささまざまな非営利法人

現在の日本には広く各分野の活動に通用する非営利法人制度はないが、個別分野毎に非営利の活動が前提の法人組織がいくつか存在する。消費生活協同組合、医療法人、認可地縁団体、管理組合法人・団地管理組合法人などがその例である。消費生活協同組合には地域単位のものと同職域単位のものがあり、基本的には組合員の生活の文化的・経済を目的としたもので、他者に対する公益活動を目指すものではない。認可地縁団体と管理組合法人は、町内会館や修繕積立金などの財産をもつ住民組織が、その登記や管理の便宜のために法人格を得られるようにしたもので設立は簡便である。認可地縁団体は市町村長の認可となっているが実質的に届出のみで法人化できる。管理組合法は規約すらなくてもよく、現在の非営利法人制度の中では最も簡便に設立できる法人である。

エ 準財団としての公益信託

公益信託は個人や法人が公益目的を定めて一定の資金を信託銀行などに信託し、その信託契約を主務官庁が許可して設定される。助成などの公益事業は受託者が行うわけで、それ自体は法人ではない。その制度は大正11年の信託法に定められていたが実施手続きなどが決まり具体的に第1号が実現したのは昭和52年になってからで、まだ歴史は浅く、その適用方法等についても今後の工夫や改善が必要である。しかし今後の市民公益活動の資金源としては、重要な役割を果たす可能性がある。

オ 任意団体

(略)

市民公益活動の担い手組織としては、法人格を持たない任意団体、すなわち権利能力なき社団がもっとも重要であろう。これについては法律的な規定がないのは勿論であるが、判例によって「団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則がおこなわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存在し、しかしてその組織によっ

て代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」（最判昭和39. 10. 15）ことが一般に認められている。また法人税法では、「人格なき社团」として明記され、法的認知がなされている。

カ 株式会社・有限会社

活動内容からは公益的な性格を持っていても、適切な法人制度がないために株式会社や有限会社の形をとる市民団体も増えている。株式会社は商法で、有限会社は有限会社法で定められたもので、限られた資金による限られた仲間での小規模な団体作りには、後者の方が向いている。勿論いずれも営利法人でその活動を通じて得た利益はその出資者に分配することが前提である。その設立は、準則主義によっており、一定の要件を備え、一定の手続きをすれば設立登記をするだけでよい。

(3) 法人化に関する考え方

現行の法制度のもとでは、ボランティア団体が社团法人や財団法人などの「公益法人」になるには、巨額の財政基準と監督官庁の許可が必要になる。そのうえ行政の厳しい「監督・指導」も行われる。そこで、現在は法的な位置づけのない任意団体のままで活動を続けている事例も多い。ボランティア団体側からみれば「基本的に行政による許可・認可主義といえる。結局は行政にとって価値のある活動だけしか認可されない」と考えられる。したがって、現状では、「行政の判断・監督・指導」によってボランティア活動を行政の不足を補う存在として考えられてしまう。

5 これからの間接支援策

これから行政が間接支援をすすめていくための課題として基本的なものは、財源の確保や人材の派遣等の問題があるが、とくに重要なもののひとつは、既存の各種基金およびボランティアセンターのあり方を見直し、その活性化をはかることが考えられる。なぜなら、全体的な機能や雰囲気を受動型にとどまっていたり、活動内容が無難なものに自己規制されていたりしているため、そこから市民の自発的な論議や工夫が生まれたり、その実現に向けて積極的な計画や行動が実行されていない状況にあると考えられる。また、中間支援団体もボランティア団体として組織化された自己確立へ向けての事業展開を図ることで、必要な資金や財源もさらに多様化する必要性に迫られているのが現状である。そこで、行政も財政的な支援だけでなく、法人格の取得などの財政基盤の整備など税制上の優遇措置を受けられるようにすることが、今後のボランティア団体を間接的に支援するうえで重要ではないかと思われる。

さらに付け加えると、行政が設立した中間支援団体もボランティア精神をもっていることを忘れてはならないという点である。そこで、行政の枠組みとは別に社会で新たな役割を担うべき存在として位置づけるよう考えていくべきある。

第4章

理想とする中間支援団体

章 讀

本國要文圖の事下と題

第4章 理想とする中間支援団体

この章では前章でのべられた行政による直接支援と各種支援団体を通じた間接支援の状況を踏まえ、第1節において行政が市民の自主的なボランティア活動を支援するには中間（仲介）支援団体を通じた間接支援が適当であり、しかもこの中間支援団体自体が市民の主体的・自主的な活動により設立・運営されることが理想であることをのべる。そして、第2節以降でこの「理想とする中間支援団体」が具体的にどのような機能をもった組織であるのか、ハード・ソフトの両面から考えてみたい。

第1節 理想とする中間支援団体

1 「縁」とボランティア団体

「ひと」と「ひと」の間に何らかの関係があることを「縁」というが、次の表をもとに「縁」とボランティア団体の関わりを考えてみたい。

タイプ	縁名	内容	意識	具体例
ヒエラルヒータイプ (上意下達)	ち地縁	土地に絡む	たまたま (無意識的)	自治会・町内会、隣組、向こう三軒両隣
	ち血縁	生まれ		家族、親戚
	ち知縁	自己充足的		学校、会社(教養講師主導型、徒弟制)
パラレル & クロスタイプ (民主的)	い居縁	その場に一緒にいる	わざわざ (意識的)	よくいくお店の顔見知り 犬の散歩ルートの仲間
	き来縁	呼びこみ型		自宅文庫 託児託老
	し志縁	目指すところあり		ボランティア、市民活動
	に似縁	人生のどこかが共通		同期会、PTA
	り裏縁	根回し型 異業種交流		飲み会ネット

この表の中で注目したいのは「地縁」と「知縁」そして「志縁」である。

(1) 地縁社会とボランティア活動

縁を基盤とする社会をローカルコミュニティと呼ぶが、その社会におけるボランティア団体の典型は行政協力型の団体であるところの自治会・町内会である。行政はその目的を達成するためにこの団体の支援を行ってきた。自治会・町内会が行政からどのような仕事を引き受けているかは次のとおりである。

町内会の行政に関連する仕事

広報委員会 美化運動 国際連合協会 体育指導委員会 青少年指導員連絡会 防犯協会 交通安全対策協議会 自主防災組織 選挙時の立会い人等 国勢調査の調査員の推薦 区政推進会議やその事業の協力 区民祭 スポーツ活動振興会 赤い羽根募金 区民懇話会 民生委員・児童委員 交通災害事業 公園愛護金 街路樹愛護会 自然指導員 緑化推進地区 保健指導員 廃棄物減量指導員 ごみの資源化の団体 こども会 老人いこいの家運営協議会 学校施設開放委員会 老人会 広報紙の配布 消防団 保護司会 地域教育会議等

(2) 知縁社会とボランティア活動

知縁社会の例としては会社を中心としたコミュニティがあげられる。このコミュニティにおいて社員は仕事で結びついているが、本来の業務と離れて地域活動の促進として社員を周辺の美化活動に参加させている企業もある。こういった活動は社員の純粋なボランティア意識とはべつに企業のイメージ・アップと社員の共同体意識を生むといった効果がある。企業の社会貢献活動が注目されるなか、ボランティア休暇等福利厚生面の充実もはかられて来た。

(3) 志縁社会とボランティア活動

志縁社会は土地柄や職業で半ば強制的に結びついたコミュニティとは違って、個人の興味や関心で結びついたコミュニティであり、自主型のボランティア団体があたる。具体的には福祉施設の人々との交流を目的としたコミュニティや希少生物の保護・育成を目的としたコミュニティがあげられる。なかには行政の呼びかけで集まった人たちが行政目的の達成後も活動を続ける団体や逆に行政の施策に反対するために結集する人々もいる。動機を聞くと行政に要望してもいっこうに動きがないために自分たちがその活動を始めたということもある。

2 阪神大震災を例として

(1) 行政の対応と被災地にむかった市民

1995年 1月17日に阪神および淡路島地方を襲った大地震は行政の弱点を露呈した。すなわち、行政は上からの命令や全体の把握をしてから動きだしたため、震災への対応がかなり遅くなってしまった。その一方で自主性・主体性のある市民は自らの判断で目の前で苦しむ人

を救いはじめた。元来ボランティア活動とは我慢してとりくむ禁欲的な活動ではなく、逆に「放っておけない」という気持ちを我慢できずに行動に移してしまうことから始まるものである。

今回の事態をうけて「防災ボランティア」の組織化を検討している自治体もあるが、事前の組織化や登録システムなどなくとも、大きな社会的危機に対して能動的に行動する市民は、着実にふえているのである。しかし、震災時にはその能動性が弱く「なんとかしなくては」と思いつつ、つい行政に頼ってしまったがために、行政に電話連絡し登録するだけで安心してしまい、その後依頼（命令）がないままに、結果的に自らその発意を無にしてしまった市民もいた。このことは、行政に頼ることで本来ボランティアがもつ自主性をそこなってしまう一例であり、他の見方をすれば、ボランティア活動が行政にとりこまれることの危険性を示している。

(2) 「防災ボランティア」よりも平時のネット・ワークを

震災時には小・中学校を防災拠点として市民に使えるようにしたり、非難時のマニュアル（市民用、教員用、行政用）を作成するなど、さまざまな対策が考えられる。しかし、「上意下達」の行政よりも普段からネット・ワークをひろげていたボランティア団体がその多様性を生かして被災地で目をみはる活躍をした。このネット・ワークに行政や企業が加われば、災害時にはよりめざましい救援活動ができることだろう。また、ボランティア団体にかぎらず普段から市民同士によるネット・ワークが形成されていればお互いを助け合うことができる。そのネット・ワークは市民一人ひとりが顔見知りになることから始まる。「地縁」社会がすたれていくなかで個と個が結びついた新たなグループとして「地縁」を再構築するか、もしくは「知縁」や「志縁」の隆盛が求められている。

3 ボランティア活動と行政の意義

ボランティア活動と行政を比較すると次のようなそれぞれの特色がわかる。

(1) 「多様、多元的、ネットワーク主義」VS「一律、一元的、全体主義」

行政の社会サービスは最大多数の希望を実現するよう一定の基準に則って提供されるため、これからますます多様になると思われる人々の価値観や希望を満足させることはできない。ボランティア活動はそれぞれの立場や考えに基づき、たとえ少ない対象者であっても、独自にきめ細かく多様なサービスを提供することができる。また、そのサービスは自治体のように地域を限定したものではなく、広範囲におよぶ可能性がある。

(2) 「先駆的、冒険的、実験的」VS「法律遵守・準拠、前例主義」

行政の活動は、法律と予算にもとづき、その利益がひろく均等に配分されるように、しかも失敗のないように行わなければならない。そのため新たな取組みをすることがなかなかできない。それに対してボランティア活動は行政の活動のように制約されることがないから先駆的・冒険的な活動に取り組むことができ、実験的なことにも手をのばすことができる。

(3) 「断定、手厚さ、強調」 V S 「公正、平等」

ボランティア活動は個人の好みをそのまま活動に移したものであるから、ひとつのサービスに全力をかたむけることが可能である。その一方で、行政の活動はすべての人に公正・平等であるがためそのサービスの効果が薄まりがちである。

(4) 「社会変革の可能性」 V S 「社会の平均・水準化」

行政の活動により社会が平均化・水準化する状況において、ボランティア活動は行政の問題を指摘することができ、硬直化しかけた社会に刺激を与ええることによって柔軟に自己変革できる社会を実現することができる。

(5) 「市民個々人の多様化した自己実現・表現」 V S 「全体的福利のレベルアップ」

ボランティア活動に従事する人々は自分の志に忠実に生きることによって、自己実現をはかることができる。逆にいえば、ボランティア活動はそのような生き方を渴望する人々に対して、格好の就業の機会を提供することになる。それに対して行政は常に市民全体の福利向上を求めるため、個々人の個性や生き方までに踏み込むことはできない。

(6) 「新しい組織・職業観・価値観」 V S 「旧来の組織維持・保全」

ボランティア活動には多数のパートや企業等からの転・退職者が参加し、そこでさまざまな仕事の仕方を体験する。これらの増加や普及は、新しい職業観を生み、現代の就業システムをしだいに人間的なものに変容させていく可能性がある。それは必然的に、新しい人生観、価値観を生むことになろう。

このように考えると行政とボランティア活動はまったく異なる意義を有していることがわかる。震災時に「放っておけない」と思いながらも行政に頼ってしまった市民に行政が対応できなかったのも、全体を把握してから行動するという行政の性質によるものなのである。

4 ボランティア活動と行政の関係

(1) ボランティア活動と行政支援の限界

「ボランティア」はそもそも自主性・自由性という意味である。ボランティア活動に従事する個人や組織はその性質をそこなわない範囲での支援を望んでいる。はたして、行政による支援はその思いに合致しているのだろうか。たとえば、「ボランティア活動をしてみたい。」という個人はボランティア活動に関する情報を入手したいと思う。この情報を行政に求めた場合、提供されるものはその個人にとって納得のいくものもあると思うが、行政のもつリストはその方針に合致する団体であり、公共施設の建設に反対する団体等の情報が提供されるとはまず考えられない。場合によっては行政協力型のボランティア団体の情報のみが提供されるかもしれない。また、団体が行政から補助金を受ける場合も、行政の方針に合致した事業にだけ交付が限られることが考えられる。そして支援の代わりに行政のOBを団体の役員としてむかえることが条件とされる可能性もある。

このように行政による支援は前項でのべた全体主義等の行政活動の意義にそったものであ

るため、ボランティア活動を公正・均一化にさせてしまい、本来の自主性を失わせ、結果的に行政の協力型活動へと変化させてしまうという欠点がある。

(2) ボランティア団体と行政の関係

ボランティア活動には行政と異なる意義がある。それゆえ、両者はお互いが担うべき公益活動を選択し、両者のそれぞれの立場を認めることが必要である。すなわち、ボランティア団体と行政はパートナーとしての関係を保つべきである。(山岡義典氏の考えにもとづくパートナーシップについては第2章にて詳説している。)

パートナーシップはAとBが一緒になって、Aだけ、Bだけではできないことを行い、Cのために役立つことである。受益者はべつにいる。具体的にはAとBがそれぞれ行政とボランティア団体でありCは市民である。しかしながら、行政もボランティア団体も市民ひとりひとりの活動に支えられているものであり、市民は受益者であると同時に自ら行動をおこす者でなければならない。

5 ボランティア団体への理想的な支援

(1) 行政による支援

行政は支援される側からの発想にもとづいた支援を行わなければならない。活動拠点の提供等の身近なところから、個人や企業・財団等からの寄付や助成を容易なものとし、団体の財政基盤の強化と安定した活動の維持につながる寄付税制の改善など法制度に関わる支援が考えられる。

(2) 企業による支援

企業や労働組合は社会貢献活動を積極的にすすめ、従業員を「会社人間」から「社会人間」に転換させるような制度を設けるべきである。具体的には社員がボランティア団体へ寄付をした場合一定の比率で会社が寄付をするマッチング・ギフト制度や会社の行事を社会貢献活動にきりかえ、ボランティア活動に参加させることなどが考えられる。しかし、社員の自主性に乏しいものは「ボランティア」とは認めがたいところもあり、社員が気がねなく休暇をとりボランティア活動に参加できるようなボランティア休暇制度などが当面必要なところである。

(3) 市民による支援

市民は受益者であると同時にボランティア活動の担い手でもある。しかし、ボランティア活動は強制させられるものではない。「放っておけない」気持ちや共感を大切にして自分できりかえを始めるか、時間に余裕がなく活動に参加できないのなら共感する団体に寄付するのもいい。そして忘れてならないのは、日ごろから身近な「縁」を育てることであり、その日常がボランティア活動を生む土壌になる。

6 理想の中間支援団体

行政からのボランティア団体への直接の支援には問題があり、ボランティア団体と行政は、パートナーの関係を保たなければならない。そこで、行政がボランティア活動を希望する市民や団体を支援するためには、行政とボランティアの間を仲介する組織が必要とされる。この仲介組織は中間支援団体とよばれる。あくまでも支援される側の市民や団体の自主性を重んじるこの団体は市民やより多くのボランティア団体によって既存の制度や組織の枠にとらわれず設立されるものである。行政はこの団体に対して可能な限り自主性をそこなわない支援、たとえば、活動拠点の提供やその活動内容に合致した事業委託等を行う。いうまでもなく中間支援団体は市民のボランティア活動やボランティア団体の支援を行うが、その活動を活発化するには一般の市民や企業・団体などの民間サイドによるきめ細かい柔軟な支援・協力も必要である。

先進の中間支援団体の例として社会福祉法人大阪ボランティア協会を紹介したい

◆社会福祉法人大阪ボランティア協会

1965年大阪府下各地で活動していたボランティアグループの月例学習会の構成員らが中心となって設立した団体である。そのため設立当初は、行政機関はもとより企業などの保護や支援を受けることができず、草の根の市民が中心となって組織をつくっていった。(ただし、創設者のひとりに日本生命済生会の職員がおり、済生会の職員がスタッフとして事務局を兼務する形で日本生命から支援を受けていた。)

現在正規職員が10名、嘱託 5名、日本生命からの派遣職員が 1名とボランティアスタッフが 190名程で運営されている。ボランティアスタッフが事業活動の幅ひろい分野に参画し、専従職員と協同で事業を進める「参加システム」とよぶ運営態勢をとっている。

また、総合的なボランティアセンター、市民活動センターとして、次の事業を展開している。

- ① ボランティアコーディネーター事業（大阪市委託事業）
 - ・援助希望者への対応、活動希望者への対応等
- ② ボランティア活動の開発・援助
 - ・新たな活動の開発、グループ活動などへの援助
- ③ ボランティアの養成・教育事業
 - ・ボランティア・カレッジ、「ボランティア学習・体験」事業、青少年ボランティア大会、講師派遣と各地のボランティア講座の企画
- ④ ボランティア活動に関する研究・情報提供事業
 - ・情報収集提供事業、研究・出版事業
- ⑤ 「企業市民活動推進センター」事業
 - ・「企業の社会貢献」活動全般のコンサルタント、社員・組合員のボランティア活動の支援、市民公益活動と企業（人）のパートナーシップ作り
- ⑥ 地域ボランティアセンターの自立的運営への援助と協力

⑦ 関係団体とのネットワーク事業および国際交流事業

・大阪府・市、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会との5者協議会等

* なお、研究員が視察に行っているので報告書をご覧いただきたい。

理想の中間支援団体の機能や具体的な組織については、次節以降でのべる。

第2節 中間支援団体の機能

いままでのべたように、従前型の旧来の価値観をなぞるような行政協力型・既存型ボランティア活動への支援・助成ではなく、いってみれば、現行価値観への疑問や、ポスト産学社会のあり方を考えようとする活動へ、支援・助成をするのがこの中間支援組織であるといえる。ボランティア社会の到来を予感させる活動、新価値変革の時代を標榜した市民活動への応援サポートこそが、この中間支援団体に求められるのである。

つまり、市場の論理に塗り固められた社会の中で、市民一人一人がそれぞれの現場で、それも楽しみながら、少しずつ人間性を回復するための実践活動を行うことにより、ゆるやかな構造改革が可能となる。その意識改革を後方から応援する機関が、この中間支援団体である。

そんな意識改革を象徴的に表しているのが、「ボランティア」なのであろう。市民発意の市民主体による試み・トレーニング・実験・初動・活動それら一連の可能性が「ボランティア」というキーワードに集約されている。市民のアイデア・やる気・自分たちの町は自分たちでつくっていくんだという意志の総称／シンボルイメージが、まさに「ボランティア」という言葉であるといえるだろう。それら市民の顕在化もしくは、潜在化している積極的意欲の芽をすこやかに多様に、育むことができる。そんな内容をもつこと、それがこれから述べる中間支援団体の機能に求められるのである。

いってみれば、公平性・公共性・水準化を目指す公共の範疇を超えてしまったフレキシブルさをもつ、つまり管理、監督という概念から最も遠いところにあるもの…を大切にできる、そんな共通理念がこの組織の本質となる。

1 情報事業

蛇足だが、当研究会では、各個人所有のパソコンで「双方向性」を実験として、電子メールやフォーラムでのやりとりを行っていた。もちろん全員が全員、実験できたわけではないが、研究会議上で思いつかなかったが、自宅でフト浮かんだ思いつきや反省箇所、言い替えなどでパソコンを利用した。使いなれると電話やファックスより便利という感触はある。マルチメディアの時代を活用する方向は、今後、ますます需要がますます分野であろうし、利用しやすい情報提供のあり方の一つに、大いに組み入れられるべきであろう。

また、情報は与えるだけの立場、もらうだけの立場といった一方的な関係では、対等な関係を築けない。ギヴアンドテイクの関係が固定することは、つまり情報によるパワーの偏在を生む。対等な関係のなかでのやりとりで、パワーの偏在をふせぎ、かつ新たな気づきやもうひとつの情報を生み出す可能性をふやす。情報ヒエラルヒーの打破であろう。

この場合の情報とは、基本的なデータプラス、登録された・動きのない・蓄積されたいわゆる死んだ情報でなく、できたてはやほやの・うごめいている・不完全な情報をもさす。そこから取捨選択し、そこに価値を見出し、料理するのは中間支援団体の情報ホスト管理者ではなく、

情報を欲したその市民であり、グループ・組織となる。主体は市民である。

これが中間支援団体の最も大切なスタンスである。

タイプ別の情報イメージ

	<公共型の情報>	<中間団体型の情報>
情報判断の主体 からみた情報イ メージ	予めの公共倫理でふるいかけ 登録された 固定的な 動かない 与え手・受け手が固まった 完全な ノーカラーな 一様に網羅した 消極的な 整理された	受け手側でふるいかけや加工 生き生きとしたやりとり 変わっていく アクティブな 双方向 不完全な カラーのはっきりした アファーマーティブな 積極的な 混沌とした

上記の表からもわかるように、市民にとっては、公共型の情報だけでは限界がある。

いっぽう、中間支援団体という第3者的スタンスは、情報が多種多様に入り混じりあいつつ、最低の公共倫理に抵触しない限りは、事前に「ふるい」にかける：規制・精選・選抜することくそれらの情報それぞれを尊重し、必要とする人や団体に提供することができるのである。

また、不完全・未成熟な情報であったとしても、必要とする部分が発見できたり、自分で加工することによって生きてくる情報でありさえすれば、それでその情報は利用市民にとって、不完全ではなく完全となる。

さて、その望まれる情報の「入手」方法である。

補助金といった財政的支援、会場施設使用料免除といった機会的支援、地域団体や関連団体への地縁・利害関係的支援を受けている団体は、定期的にその内容を行政に登録もしくは報告している。公共の条件をクリアしているため、一覧表化しやすい。内容や役員の頻繁な変更があったり、すぐにその組織そのものがつぶれてしまったりなどという不確実さはほとんどないといえる。組織として安定した内容の団体により行政は直接支援せざるをえない。しかしこれら情報は、ボランティア社会にとっては、基本のデータにすぎない。

市民のやる気や主体性を育み、市民活動のサポートとなる情報は基本データに加えて、付加価値のある情報が求められる。えてして、自発的民主的な市民団体を望む市民は、昔からの既存の組織に染まったり、なじんだりというよりは、自分が立ちあげから立ち会って、自分たち

のカラーをグループとして出していきたいと望む。「新規」であるということがそもそもそのグループの自己表現であり、‘自分たち流’な社会構築への発言である。そういった市民が欲する情報とは、大きな情報一つあれば足りるのではなく、小さなジグソーパズルのような細かな情報を組み合わせて加工し‘自分たち流’に社会を変えうる可能性を秘める情報といえる。やりとりや取替え、組替えが可能な情報である。

印刷された情報一覧表データベースを基礎としつつ、それに付加情報、自分たちのカラー付けをしてはじめて、自分たちの望む情報に近づくことができる。その手のジグソーパーツのような情報入手方法は、クチコミが多い。しかし、地域社会に関わりがない場合、マクロな情報は手に入れても、身近かなクチコミに疎い。しかし欲しい。となるとなんらかの初心者用しかけが必要となる。簡単な情報検索システムか、人の交流の中で手に入れるか、いずれかとなるう。

参考までに、パソコン通信加入者の成長を示したグラフをご覧ください。急激な増加が見てとれる。〈グラフ1 国民生活白書 経済企画庁平成5年 増えるパソコン通信加入者〉ただし、まだまだ高価な商品であり、利用に際して技術や知識が必要なため市民すべての人が利用するわけにはいかない。そこで、利用しやすい場所で、利用しやすい方法で、情報が手に入れスペース(例 ボランティアベース)が必要となる。

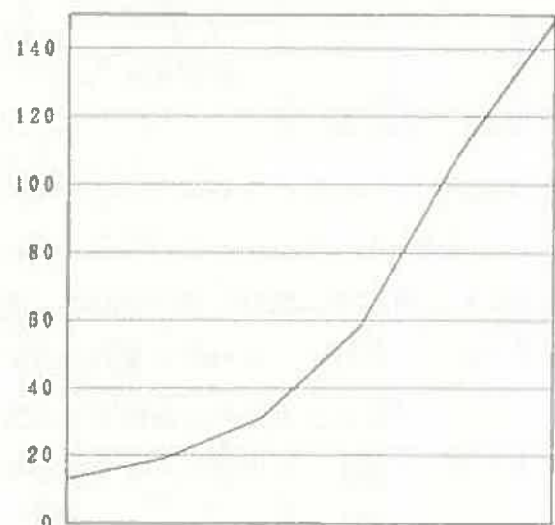
それら技術的/財政的問題が工夫と知恵でクリアできれば、情報を得るためにわざわざ遠くまで外出したりせずすみ、地理的な距離ハンディは克服しやすい。

ハンディキャップをもった人たちにとってもそのハンディを乗り越えるツールとして情報機器の活躍が見こめる。

市民自宅の個人所有パソコンなどからもアクセスできるネットの開設もしくは、インターネットのホームページでの、たとえば、カワサキ「ボランティア情報ページ」などの開設はこの時代、当たり前のことなのかもしれない。

当研究会の視察先である奈良まちづくりセンターの事例では、アジアとの交流を国際シンポジウムという方法で行っていた。地道な活動が即座に、国内の好意的な評価を即座に受けるわけではないので、諸外国との関わりの中で「奈良」という地域アイデンティティを際立たせて浮き上がらせたのである。グローバルにかつローカルに！の良い先進事例である。川崎もと

グラフ1 増えるパソコン通信加入者



63	元	元	3	4	5
年	年	年	年	年	年
5	3	12	1	3	3
月	月	月	月	月	月

えば、インターネット上でその「川崎」というボランティア自治体アイデンティティをうまく表現することができれば、国内よりも海外からの反響によって、国内評価をえるといった逆流評価が十分に想定される。

マルチメディアツールの活用はボランティア社会にとって強力な助っ人になることは、阪神大震災でもやはり、パソコン通信の細かで情報発着信調整機能を発揮したことで証明されている。ハードとしてのパソコンや端末機の具体的設営等は第4節<中間支援団体の組織、人、施設>に譲る。

ボランティア社会の進展のなかで、情報事業は、行政のタテワリをこえる、それも付加価値の高い情報公開、規制緩和が必然的に求められる。そのダイナミズムこそが、‘自治’の権威を中央集権から地域コミュニティにゆるやかに戻していく契機ともなるであろう。住民主体のボランティア社会の構築のためには、

市民がフェイス・トゥ・フェイスで学ぶ機会を提供すること。

市民がフェイス・トゥ・フェイスでネットワークしあう機会を提供すること。

市民がフェイス・トゥ・フェイスで表現する機会を提供すること。

市民がフェイス・トゥ・フェイスでモノや情報をやりとりする機会を提供すること。

市民がフェイス・トゥ・フェイスで市民として主体化していく過程を支援すること。

といったような、市民が直接に出会う機会を中間支援団体が応援することとなるであろう。

また、潜在需要者もしくは‘未’ボランティア市民への初心者編講座が、ボランティア社会の到来をひろく印象づけるに、よいであろう。たとえば、『行ってみたい』『やってみたい』と素直に感じえるような明るく楽しい、参加しやすいものが好ましい。ボランティアをやりたくても時間がかかりすぎるのは困るというのが、グラフ2である。<グラフ2 国民生活白書 経済企画庁平成5年 ボランティア活動をしたことがない理由としたいと思わない理由>

時間がない、しらない…といった「ないないづくし」条件をどうくずしていくかが、初心者編講座のテーマであろう。たとえば、以下の内容など、どうだろうか。

時間のない人用のボランティア

知って楽しいボランティアスターターセミナー

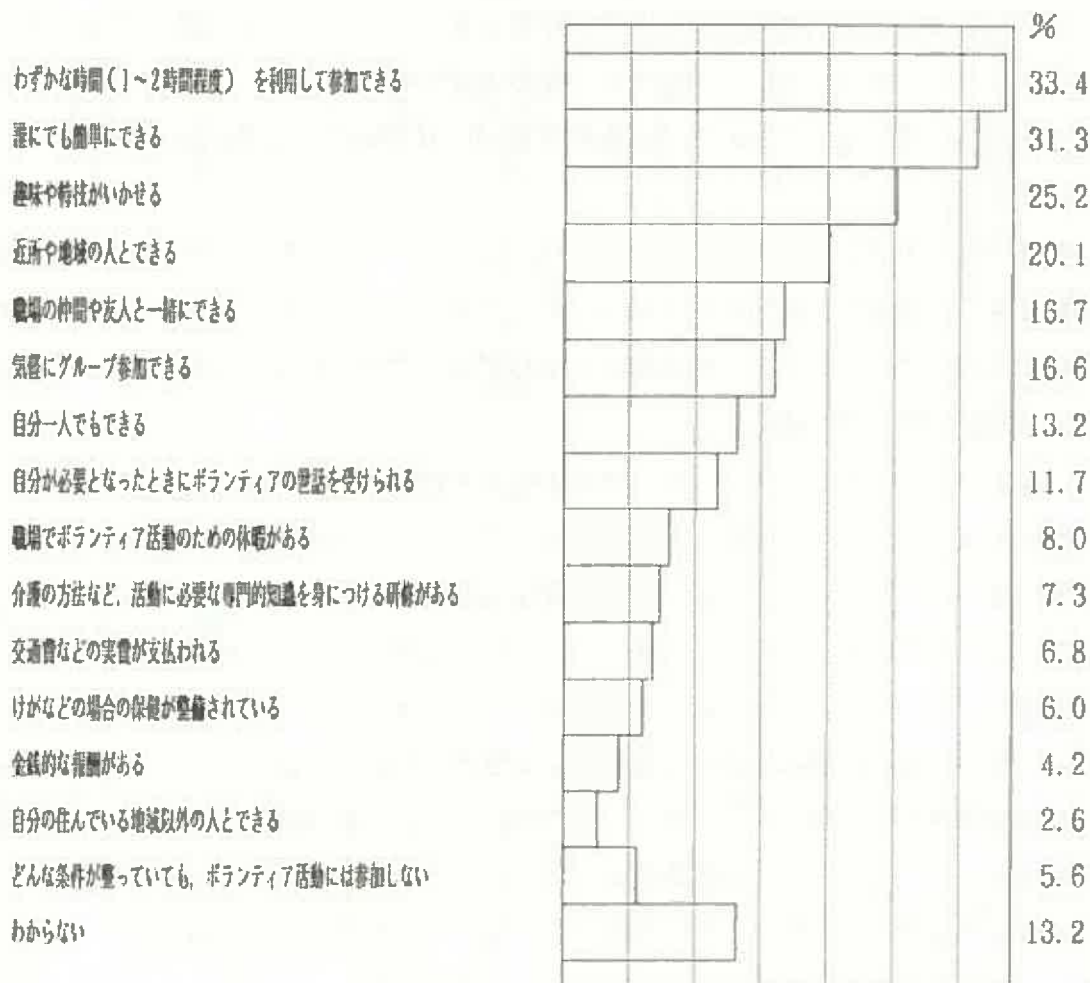
情報検索から始めるマルチメディアボランティア

ボランティア‘ばーとたいむ’

趣味、一芸、仕事も活かすボランティア連続講座など。

グラフ2 わずかな時間で気軽に参加できるボランティア活動が望まれている

どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加したいと思いますか。(3つ選択可)



個人的課題も、つまりみんなの、地域の、国民全体の課題だと気づくことに自ら救うセルフヘルプの視点、テーマグループ化や、ネットワークを張る機会を設けることも、中間支援団体のボランティア中級編講座として必要であろう。たとえば、

ネットワークミーティング

ボランティアフェスティバル

ボランティアエキジビション

ボランティアバザーやフリーマーケット

ボランタリーグループリング立ちあげ応援カウンセリング

勢揃い！ボランティアガイド

ボランティア情報交換紙(たとえば「らびっと通信」のような)

などがあるだろう。こういったボランティアというキーワードによって市民自治を推進する、つまりは、地域を‘市民流’に活性化することができる。

テーマ性の明確化したボランティアグループネットワーク(もしくは市民公益ネットワー

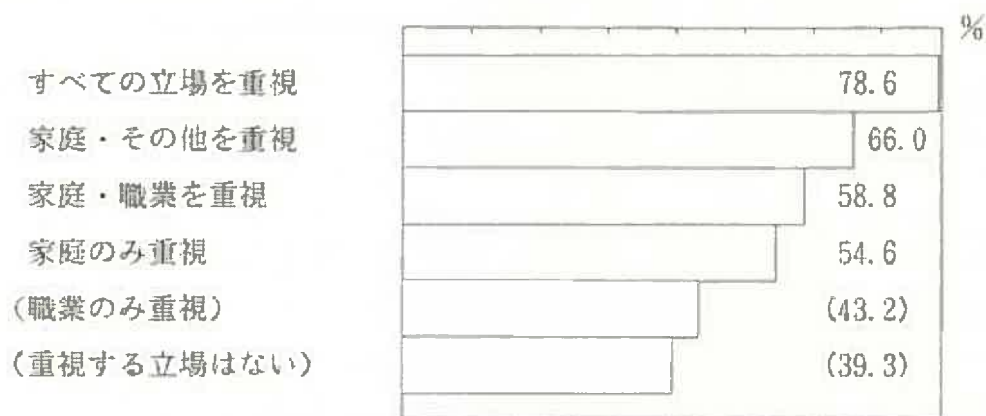
ーク)となれば、ある条件のもと、後節に登場するボランティアビューロー構想で市民発の意思を実現にもっていくことができる。ボランタリー社会の構築にむけて、行政の無用な介入なく、中間支援団体は市民発意で立ちあげたボランティアビューローに意図的そしてアフターマーケットに直接支援し、ボランタリー社会化をうながすことすらできる。

2 相 談

大規模なPRや、講座を行っていても、細やかな情報提供の集約は相談であろう。個人個人の生活条件や希望状況、展望や課題が絡み合ったなかでの市民活動がボランティア活動である。仕事人間、家族に囲まれた暮らしだけ、といった生活時間の単調さを変革する、つまり多面的生活時間をもつことがボランティアをする人たちの望みでもある。普通にしているはなかなか出えない体験や人を大切にす行為なのである。グラフ3でも、自分が出あうすべての立場(場面)を重視するという回答がみえる。仕事だけ、家庭だけでも、人生が思っていたほどには充実しないことに人々はすでに気づきはじめている。

グラフ3 帰属意識と生きがい(国民生活白書 経済企画庁平成5年)

(帰属意識による分類)



条件の折り合い、調整を他者と話し合う中で自分で確認・見出していくのが、相談である。プライバシーを尊重しつつ、話すことで自分の考えをまとめたり、整理する作業をその専門スタッフとともに一緒に進めていくことで、不足していた情報の提供、多岐メニューの提示、ひろい視点を伝えることも可能である。

グループ相談というのも有効だろう。自分だけがおちいったとばかり思っていたことは他の人の悩みでもあったという発見や共感、ボランタリースピリット醸成、自然な形でネットワークの形成の入り口である。相談だけではなく、内容によってはつぎなる解決、機関、専門家のあっせんや紹介、ルートづくりなどといった、「相談そしてプラスアルファ解決にいたるアプローチ」という高次段階へのコーディネート機能が、今後のますます相談事業にもとめられ

るだろう。初心者用、立ちあげ時ばかりでなく、現にボランティア活動している人たち・グループ・組織の悩み相談も重要である。

このボランティアコーディネートについては、後段の7「ボランティアコーディネーター」の育成部分に譲る。

3 支援・助成

従来の行政協力型市民団体は時限なく、おおむね対外的公開型の評価に浴せず、毎年恒例的に支援を受け続けるという前例主義によりどうしても主体性・自発性をさまたげられてしまう。一度助成を受けることができれば、一種の「お墨つき」団体として財政、社会的認知を受けることができるなど非常に優位な団体のスタンスを確保できる。しかし、それらの団体は助成を受けたことによって、市民団体の自主性を阻害され、ボランティア社会のオピニオンリーダーとしてはもちろん、社会変革への自立的提言主体とはなりきれない。また、定型化した組織のなかでは内部改革もなかなかむづかしいであろう。

中間支援団体は、ボランティア活動をしていくなかでの市民自身の発見を社会変革の芽生えとして育成することを第一義的目的とするから、旧来型のグループ団体支援・助成とはまったく異なる支援ができる。

たとえば、中間支援団体ではグループ化さえしていず、アイデアだけをもったひとりの市民による企画案提案型の内容であっても、中間支援団体の意思決定によりそのアイデアを評価した場合、大いに支援・助成することすら可能である。アフーマーティヴにあるグループを支援し、育てつつ、中間支援団体の「アイドル」グループとしてイメージシンボル化することすらできる。

また、経済的自立を育むために、「貸付け」業務もありうるだろうし、ケースによっては時限的「無利子貸付け」「無返済型貸付け」も効果的である。ボランティアがある種の成熟を迎え、グループが事業化、法人化する流れも当然起こりうるし新規業種の社会化、育成という意味でも支援できる。ボランティア支援は中間的社会投資・新業種創造ともいえるであろう。

資金面の支援については第3節に詳細がある。

4 ボランティアの発達と成熟

中間支援団体は、アフーマーティヴをますます推進するためにコンペティションに、助成の他に入賞グループには賞品をもうける。たとえば、ボランティア先進国のNGOめぐりツアーや、グループテーマをふかめる海外ツアーなどである。公募意欲がかきたてられ、結局はその成果は必ずや社会還元されるであろう。公募という方法により、いままでの直接支援方式では知りえなかったNPO・NGOグループの発掘にも効果的である。

この際、フィランソロフィーの発揮の場として企業協賛を仰ぐのも可能である。コンペの賞品として、海外での日本企業フィランソロピー活動を視察するのも面白いかもしれない。

無償有償論議もあるボランティアであるが、公共福祉追求の非営利タイプも、社会的認知・需要から民営化、公共福祉追及だけでも加えて営利も追求する方向へと発展に変質昇華することもますます増えてくるであろう。「クオータリーかわさき」No・46地域文化と情報～多層的なネットワークづくりの実践～子育て民間情報誌『ままとんきっず』も学習から子育て生活情報誌を発刊、営業も取材も企画も…という発展の様子が紹介されている。また、消費生活協同組合型シェアリングに発展する場合もあろう。法人形態は、今後NPO法が大いに注目されるところであるが、本来的にはボランティア活動しやすい形態とはどれかという選択の多様化と決定は市民側にあることが本来であろう。

そういう点をとっても、法人化、税制相談という相談も中間支援団体のコーディネート基幹業務となるであろう。

5 資金集めのための個別相談

会費でまかないきれないくらい大規模な、もしくは公共的な内容を実現する場合、資金集めが課題となるし、どんなに小さなところでも活動しているグループの事業資金は必要である。とはいっても、基本的なグループ運営資金はグループの基礎であるから、他の介入を許さないためにも、経済的自立性の確保にも、自分もちであるべきだが、大規模／公共的事業の展開の際は、資金出資の方法をアドバイスする機能が中間支援団体には必要である。グループにとっては、そういった経験を着々と積み、会員たちが自信をもち、社会的にも徐々に認知、信用をかちうるプロセスをふむ市民主体の社会変革パイオニア群となるであろう。資金集めは、グループ支援であり、公共性発展のための基礎支援である。

たとえば、市民活動の資金集め方法でよく使われる方法としては、まずは、地域のバザーやフリーマーケットへの出店などがある。それら身近かな、そして全国の、ひいては海外の情報を伝えることで資金作りのプラン・アイデアの‘ネタ’を与えることができるであろう。また、タテワリをこえた行政、他組織の支援・助成システムのメニューも提示したい。寄付を求める先の企業一覧などもメニューの一つである

また、今回この研究会では直接・中間支援のメリット・デメリットを考察した結果、新しい支援方法としてボランティア団体が集まり発展して、新たな市民ボランティアグループ‘群’を形成し支援を必要とした場合、それを<ボランティアビューロー>として認知し、そこに本格的支援を中間支援組織が行うことを提言している。(次節詳細) 直接的支援の弊害と中間支援の効果の脆弱、それぞれの打破を狙ったものである。<ボランティアビューロー>構想は、いってみれば、中間／直接支援をこえたアフターティヴ支援である。

基金型、会員チケット方式や、券事前購入方式など、資金をチケット購買しあうことによって関心のある人たちから、まずその事業財政・内容をオープンにし、権利や責任をシェアしあうというような市民活動先進の方法も紹介できると心づよい。必要な時、企業協賛先・ジョイントできうる部署、人、組織の一覧も提示する。地域のキーマンも紹介したい。ボランタリ

ースピリットをプロジェクトとしてとらえ実現し、社会改革につながる手助けである。方法は一つでなく、内容や時代により団体形式も複数かかえることもあるだろう。その基本情報を活かす一つが、パソコン通信による最新情報の交換であろう。

わからないこと・知らないこと・教えて欲しいことを、必要としている人・グループ自らがパソコンのネットに投げかけてその中で解決するのである。

この場合の資金集めは、営利目的ではなく、自分にとっても良いことだけれども、結局は地域に還元しているという地域の公益・幸福・共存を目指しているのが、旧来の資本集めの会社組織と違い、新しい価値観である。

6 ボランティア団体間の情報の共有化

一部のみがたくさんの情報をもっている社会は、硬直し、非民主化する。

もちあう情報は共有する。与えるときもあれば、もらえることもある信頼感が築かれる。グループの基本的な情報は事典化（CD-ROM化）し、共有することが好ましい。体験や経験が蓄積され、深まる。

団体範囲は、本市に限ることなく、全国版、海外版など地域をこえるひろがりか欲しい。文字や画面での共有だけでなく、交流イベントや、定期的なボランティアフリーマーケットやカワサキボランティア学会の開催など人と人が直接出会う機会も大切にしたい。

こころざしを実現していくには、システムとしてボランティアグループをとらえ、マネジメント能力も試される。民主的で、平らな関係でありつつ、テーマを実現していくノウハウを合理的に学ぶ機会が必要である。そのグループが永遠に継続していくためにはというマネジメントでなく、どうやったらテーマを実現できるか、そのための手段としてのグループマネジメントである。

グループ員の人々の合意の形成、会議のもち方、分担、担当の決め方、事務局の持ち方、文具・事務関連用具の管理、連絡方法、グループ理念の表現方法、イニシアティブなど、グループのインフラを効果的に、効率的に知り、体現する中で、自信をもち、さらに一步進んだ活動に繋げることができる。

7 ボランティアコーディネーターの育成

中間支援団体であるから、一芸にひいでた：たとえば、人や組織を関係を創造できる人を採用することができる。行政との情報のパイプとして行政職員が一事務局員として配置することもできるが、地域や企業、海外組織ともくっつきうる力量をもつコーディネーター（専門職）の配置は必須である。ボランティアという市民の活動需要と供給マッチングサーバーがボランティアコーディネーターである。客観的指標による公募採用が、地域のキーマンの発掘を可能にする。試験（筆記試験ばかりでない内容）により採用されたコーディネーターは自治体職員レベルの給与を保障しボランティア社会の評価を確立推進したい。

個々の市民の観点からいっても、市民一人一人が、ボランティアをはじめるときは自分が困っていることかもしれないし、自分の家の課題、家のまわりかもしれない。また、その場所は自分の職場でできることかもしれないし、時間はオフタイムでなく、オフィシャルタイムだからこそできることが、その人に最もむいているボランティアかもしれない。さまざまなあり様を認めあいつつ、市民がボランティアをしやすい条件整備が、ボランティア育成には欠かせない。

自らを救うこと、それがボランティアにつながっていく視点、それらボランティア育成もコーディネーターの仕事である。市民主体のボランタリー社会の形成のためには、市民個々の気づきが社会変革にも結びつきうるという自信を、コーディネーターはいつも市民に伝え、励まし、社会に強調すること、つまり施設事務員をこえた意識スタンス／ボランティア社会の事務局員だというスタンスの意識をもっていること…それがコーディネーター倫理となろう。そのためのコーディネーターブラッシュアップ研修や、ボランティアグループ派遣やNGO派遣研修なども必要だろう。

くわえて、企業が非人間的組織になりやすい前提であっても、社会貢献は必須となる。その企業のフィランソロフィー度、ボランティア休暇など市民的評価をすることで、企業・市民・行政の平衡関係・パワーバランスの再構築を確立できることもいっておきたい。ボランティアの育成には、人はもちろん、企業といった法人も育成できる。

対抗価値観をもつからと排除することなく、共に歩みたい。そこで、企業向けのフィランソロフィー講座も恒例化することが好ましい。そして、参加企業名の公表をすることで、プラス社会的評価を公開できる。

こういった、企業のボランティア活動システムや状況も、市民の商品購買の際の判断基準としたり、就職時、初任給や福利厚生といった基本情報のほかに、もう一つの就職情報として参考にすることも、これからの勤労者にとって大いに役立つので、ぜひ、就職情報内容としても位置づけたい。働く場を選ぶことでボランタリー社会構築に参加できるのであるから。

また、いままでボランティアといえば、おおむね昼間も活動しやすい／生活課題に直面し気づかされることが多い女性たちが支えてきたともいえる。役員は男性、実際の活動は女性という構図もあった。ボランティアは、「聖なる」「無償の」「時間がある」からできるのではなく、いままでの貨幣価値では表せなかったが、でも重要なこと…市場経済ではカウントされていなかったこと…それらを顕在化・社会化する作業である。ゆえに、女性たちだけが支えてしまっただけはその重要さが社会化せず、「善意の・奇麗な」という一面的な部分だけが先行してしまっただけがある。働いている、いない、若い、高齢である、さまざまな人たちがボランティアに関わることが、広く公共の福利の多様な増進を進める基本的要件である。

8 シンクタンク（研究所）、調査・研究

中間支援団体では、主催事業は、アフターティヴに、ハングリーに行っていく。また、実践的であって、かつ研究的でありたい。コーディネート、ボランティアの成熟・成長への支援でありつつも、この中間支援団体を客体化し、学術的分析評価し、他に公開し、存在の意味を考える作業が必要である。それは、シンクタンク研究所がおこなう。外部からの「研究・仕事」も受注するほどの対外的信用、評価も望みたい。もちろん一方では、実践的事業にそれら成果をフィードバックして、いかすことも目的としたい。

そこでは、ボランティアや市民活動などの調査／研究／開発活動を集積的に行う。

つちかった、集めたデータをまとめ、リライトしたり、さらに研究調査したり、加工したりと、いままでの活動を客観的公開・分析することで、中間支援団体がルーティンにならず、そしてボランタリー社会へ学術的にも貢献することが可能となろう。

その、蓄積された経験やデータ、公開性が市民や行政、企業、他組織からの信頼を得るのである。たとえば、『市民公益活動基盤整備に関する調査研究（総合研究開発機構、1994年）』掲載の奈良まちづくりセンターの調査報告と研究はそれにあたるので、参考としたい。

9 アドボケートと実現にむけて

ボランティアというワードで提言された市民活動による変革の兆しは、ホットなところざしと、クールな専門的知識や技術、経験を加えることによって、実現性をおびた社会変革市民プランにと変身する。自分たちの草の根的意見が、実現し、社会変革しうる内容をもつものへと昇華するのである。

それらのお手伝い機能が、アドボケートもしくはコンサルタントである。

実現性をもつ社会変革市民プランは、既存社会への疑問、批判、カウンターカルチャーとなりよい意味での拮抗力をもつ。対等の力をもつ存在として、いまある社会システムの中で市民主体を実現する可能性を増やすことができる。実現性のあるさまざまな方向性をもったオルタナティブな案を多く集め、調整し、時間のかぎりのある中で、トータルな意味での最大価値を見つけ出すことができる機能であろう。

中間支援団体の最大の特徴は、このアドボケート・コンサルタント機能といえるかもしれない。

この支援については、中間支援団体の審査を通った市民グループ活動賛助のために、専門家費用を補助する、肩代わりする、専門家を紹介する、あっせんするなどの方法があげられるであろう。もし、専門家が自分の仕事の一環でアドボケートやコンサルタントを申し出たときも、できれば実費保障していく方向でありたい。そのアドボケート・コンサルタントの際も中間支援団体は、自立した組織ではあるが、決して孤立無援になってはならない。他組織、もちろん行政も、企業も…がもちえている情報、人、物的資源などは、お互いに活用しあえるように、共存しあえることが望ましい。

連絡会議、ネットワークイベントでのジョイント参加、職員の交流・交換・派遣研修などさまざまなかたちで、連絡をとりあい、密な関係をつくりたい。

パートナーシップの確立と共存関係のグランドワークである。

自立しつつ、対等であることで、それぞれがフランクにいいあえる環境づくりのしかけが定期的に用意され、職員、スタッフレベルでもお互いの事業に学びに行きあえる風通しの良さがそこには必要となろう。

10 運営倫理委員会

ボランティア社会に貢献しているか？

組織理念に事業内容は合致していたか？

それも効率的に、無駄なく、しかしこころをこめて行えたか？

事業をどのように変革させていくのか？

組織の方向は？

単年度・中期・長期プランは目標到達できているだろうか？

スタッフ全体の士気はどうか？

調査・研究の内容や報告はどうか？

財政は健全か？

組織自体が民主的、市民公益的であるか？

など、定例的に、基本的組織運営と決定審査が公表され、中間支援団体自体が審議される必要がある。外部評価を仰ぎたい。

たとえば、優秀スタッフやコーディネーターには賞金制度もあってしかるべきだが、これも客観的審査をへての実行となる。組織全体については、民主的に1年に1度は、公に存在意義を問う「総会」があることも望ましい。その内容についても、できる限り公表して情報誌やコンピューターなどのさまざまな媒体で伝え、市民や企業、社会的に信頼を勝ちたい。

この中間支援団体によって、ボランティア抑制力/マイナス力：たとえば物質優先主義、競争画一主義、権威主義、消費型文化、パワーの一極集中、ことなかれ主義、無力感などをいかに牽制でき、いかにボランティア推進力たる主体団体であったかが「運営倫理」主旨となる。

11 既存組織との共存

当研究によっても、さまざまな局でさまざまなボランティアが育っていることがわかった。もちろんボランティアセンターや、社会福祉協議会、第3セクター、消費者団体、民間など、その専門性を生かしたボランティアが育っている。

いま、のべている中間支援団体に情報として、人として集まってきているボランティアは、組織が育てる施設協力員のボランティアではなく、もちろ、市民主体のボランティアであり、

市民公益的なボランティアである。

中間支援団体はそういったボランティアにうまく活用してもらえ、既存組織ともネットワークを組み、共存していくものである。いってみれば、新しい価値観、ボランタリー社会を共につくっていく仲間である。いままでの既存組織を集約／看過するのではなく、新たな意味づけをもちつつ、既存組織とも共存共栄していくものである。

あの支援団体にいくと、役に立つ、すでにボランティアしている市民にも活用してもらえ、ボランティアしたことない市民からは、どうやら何かがみつきりそうだと感じられ、何かが体験でき人と知りあえ、企業や行政、ほかの組織からも頼りにされる、そんな施設でありたい。

自立的なボランティア団体とは、コミュニティに行政の自治機能をシェアしていく一つの実験的プロジェクトであるといえる。そこで、自立的なボランティア団体のテーマ型ネットワーク「群」である市民発意であり運営の「ボランティアビューロー」は、中間支援団体から手厚い支援をすることができる。その「ボランティアビューロー」が活性化しているコミュニティはすなわち住民自治に合理的に効率的にむかっているのである。「ボランティアビューロー」構想はまさに実験であり、実践であり、テーマをもった市民イニシアティブをもつ小さな自治体となる可能性までもつ。自治体も、その「ボランティアビューロー」との共同作業により、自治体自らのスリム化、ミニマム化をはかることも市民から賛意をもって受け入れられることも可能であろうし、「ボランティアビューロー」の効果は、市民の知恵と工夫、そしてやる気を活かすことができることもあって、結局は、支援コストを大いに上回る社会的成果を生むであろう。

行政から市民へのゆるやかな分権が、中間支援団体や、「ボランティアビューロー」から公益的に、パイオニア的に行われるであろうことは、この研究会からの一つの確信である。

第3節 中間支援団体における資金の流れ

ここでは、ボランティア活動団体が資金的な支援を望む場合に、中間支援団体にとって望ましい役割とは何かについてのべる。当然、ボランティア団体としては中間支援団体以外からの資金獲得についても幅ひろく望みたいわけであり、まず本節では獲得しうる資金の種類について簡単に見たうえで、ボランティア活動の本来もつ「自発性」や「先駆性」「開拓性」「創造性」などをそこなわない形で、さらには「社会変革の可能性」を助長する資金的支援のあり方について考えていくこととする。

1 獲得しうる資金的支援の種類

ボランティア団体が獲得しうる各種資金的支援については、大きくわけて①行政から補助金や委託費というかたちで直接的に税が配分されるもの、②個人や企業から直接的に寄付というかたちで寄せられるもの、③個人や企業が設立した財団や公益信託などから助成されるもの、④行政が出資した、あるいはそれに個人や企業の寄付もあわせて設立した基金や財団などから助成されるもの、にわけられる。

(1) それぞれの資金の流れの性格と課題

ア 行政からの補助金等（①の流れ）

補助金や委託費のなかには、本来の補助目的や委託目的があまり見直されないまま毎年のように継続的に支出されているものもおおく、さまざまなボランティア活動に対する柔軟な対応は困難な状況にある。

また、活動団体側からすればこうした行政からの補助金等を既得権化すれば、資金面の安定がはかれるかにみえるが、ボランティアとしての「自前主義」や「自立性」がそこなわれたり、行政との対等な関係が保ちにくくなるなど、行政協力型におちいりやすく注意が必要である。

イ 民間からの寄付等（②の流れ）

行政からの自立性が高いことから、助成の面では柔軟な対応が可能ではあるが、この流れを太くしていくためには個人や企業が特定の活動団体に寄付する場合の所得税や住民税、法人税などの税制面での優遇措置の拡大が必要となる。この寄付金税制については後のべるが、寄付を受ける側の活動団体や中間支援団体にとってもその活動形態を選択するうえで重要なポイントとなる。

ウ 民間系助成機関からの助成金（③の流れ）

企業としても直接支援した方が有効な、その企業専門の分野と、財団というべつの受け皿を用意したほうがうまくいく分野とがあろう。また、助成をより組織的、継続的に実施するためにも財団等の設立が効果的である。

民間が財団等の助成機関を設立する場合、主務官庁の許認可が必要となるうえその監督

下に置かれることから、タテワリ行政の悪影響を多少なりとも受けざるをえない。しかし、助成機関としての専門性と市民的要素の取り入れやすさが、行政にはできない柔軟な、そして活動に対する理解をともなった助成を可能にする。

エ 行政系助成機関からの助成金（④の流れ）

行政側でもタテワリ行政のなかでの補助金という枠では広範な活動に対応しきれないということで、行政が出資して中間支援団体をつくるケース。行政による100%出資によらず、民間からの出資とあわせてつくるケースもある。第3章であげた川崎市国際交流協会や川崎ボランティアセンターなどがその事例であり、条例基金などもその一つだが、行政という点では、タテワリ行政の悪影響は③の流れよりも受けるものであり、助成先の活動団体の行政の下請け化という事態を招かないよう注意すべきである。

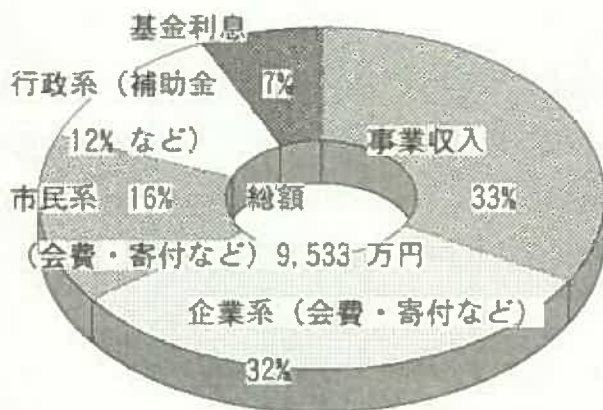
(2) 中間支援団体に求められるもの

ボランティア団体が自発的で創造的な活動を継続的に展開するには、可能なかぎり行政から自立していることが望ましい。タテワリ行政の弊害によってクロスオーバーな活動展開が阻害されることのないようにしなければならない。したがって行政としては①の流れの硬直化や形骸化の見直しに立って、直接支援を避けながら行政からの自立性が高い②の流れを側面から支援しつつ、民間系助成機関や行政系助成機関を通じてそれぞれの特徴を生かしつつ、またおちいりやすい注意点を踏まえながら間接支援を行っていくことが望ましい。

中間支援団体としての民間系助成機関や行政系助成機関の財源としては、団体構成員の会費や独自の事業収入（バザーの企画から調査や事業の受託、出版事業による収入など）、基金利息などのほかは、上述したボランティア団体と同様、行政からの補助金等や民間からの

寄付等があげられる。本章第1節で中間支援団体の先進例としてみた、比較的バランスのよい財政運営がなされているといわれる大阪ボランティア協会の財源構成を円グラフで示した。

大阪ボランティア協会の1994年度収入内



～NHK「週刊ボランティア」から

もちろん基金は大きければ大きいほどよい。そのうえユニークな事業展開からえられる収入が多めで寄付金も集まりやすく、行政からの支援は小さいというのが申し分のないパターンではあろうが、そのような団体は皆無であるといってもよい。どこでも台所は火の車という状態に近いが、財政的な危機を経験して今日にいたっているというのが実態だろう。

中間支援団体は、それぞれの設立経過、

形態、活動目的などによってその財源の種類や量に異なりをもつものである。できることならば多くの収入源を持ち、広範囲に資、金的支援を展開することが望まれるが、そのようなスーパー中間支援団体が存在もしくは誕生することが理想なのではなくそれぞれの特技をもつ中間支援団体がボランティア活動が遭遇するさまざまな場面で多様に存在することが、活発な資金の流れの面からは理想なのである。

ボランティアビューロー（次節詳細）の存在は、そうした資金の流れの活発化にも一役買うのである。

2 中間支援団体の形態について

現在、川崎ボランティアセンターは財団法人、川崎市社会福祉協議会は社会福祉法人の形態をそれぞれとっている。中間支援団体における資金の流れを考えた場合にどのような形態が一番理想的であるかについては、主として中間支援団体側の固有の問題、すなわち支援目的、支援領域、基金の多少等によって異なるものであり、一概にはいえない。ボランティア団体にとっては、さまざまな形態があるなかで選択できる状況にあることが望ましいといえる。その意味でも本章第4節で述べるボランティアビューローが、幾多の中間支援団体として細胞分裂的に多発してくることは大いに結構である。すなわち、中間支援団体の支援を受けていたボランティア団体が組織的な力をつけ、活動領域もひろがってきたところで単独もしくは他のボランティア団体と共同で新興のボランティア団体を支援していこうとなった場合に、このグループは中間支援団体としての機能をもつボランティアビューローとなりうるわけである。また、最初からボランティアビューローとしての名乗りを上げる団体も歓迎である。

いずれにしても中間支援団体を設立する目的が専門的、組織的、継続的な支援活動の展開であることは共通しているわけであり、そのための形態としては財団法人、社会福祉法人、公益信託といったところが代表的なところであろう。

それぞれの形態の概要については第3章でのべたところだが、ここでは主として資金的支援の側面からみてみたい。

(1) 財団法人

財団を設立する際には、相当額の基金が必要になる。その額は数億円以上といわれるが、明確な規定はない。さらに法人として事務局（事務員）の設置が義務づけられているため、その運営費が必要となる。一人年額700万円のスタッフを2人抱えるとしても、年利2%なら7億円の基金がないと独立した運営が難しい。

また、元本の取り崩しには厳しい制限があるため、金利が激しく変動する時代にあっては安定的に事業費及び運営費を捻出することがむずかしくなる。

基金の運用収益については非課税だが、収益事業を行う場合には届け出が必要となり、収益事業所得については課税（27%）される。ただし、任意団体の収益事業所得に対して課税される税率が、株式会社や有限会社などの普通法人に対して課せられる税率と同じ（37.5%）であることに比べれば、事業を大きく展開する上での法人格の取得はこの点でもメリ

ットがあるといえる。

財団法人の中では、大阪コミュニティ財団がアメリカのコミュニティ財団をモデルにした試みとして注目すべきである。

◆大阪コミュニティ財団について

この財団の大きな特徴の一つは、地域密着型であるということ。財団の設立趣意書には「この財団のコミュニティという言葉には二つの意味合いが込められています。一つは、『地域社会』であり、いま一つは『基金の集合体』ということでもあります。つまり大阪コミュニティ財団は、多数の企業等の志に裏打ちされた財産の拠出に基づき多数の基金を設け、その志を最大限に尊重しつつ、地域社会の多様なニーズに対応した社会貢献活動を行う財団であります。」とうたわれている。財団の設立経緯等については、視察報告を参照されたい。

基本財産の1億円は、全額を大阪商工会議所が出資し、これに多数の企業等がそれぞれの助成目的を達成すべく基金を積み立てている。基金の種類は次のとおり。

① 運営基金

社会貢献活動に関する調査研究等の経費、財団の運営に要する経費にあてる基金

② 助成基金

寄付者が設定する助成目的を達成させるための基金

さらにこれらが次の二つに別れる。

① 永続基金

元本に手を付けず、その運用収益をもって永続的に事業を行う基金

② 期間基金

運用収益のみならず、元本も取り崩して事業活動にあてる基金

さらにこれらが次の五つに別れる。

① 関与基金

毎年の助成先を選定する都度、寄付者と財団が協議する基金

② 特定基金

寄付者があらかじめ指定する助成先に毎年継続して助成する基金

③ 分野指定基金

寄付者が助成分野を指定し、財団が適当な助成先を選ぶ基金

④ 地域指定基金

寄付者が助成地域を指定し、財団が適当な助成先を選ぶ基金

⑤ 一般基金

寄付者が財団に助成先を一任し、財団がニーズを勘案して助成先を選ぶ基金

このようにさまざまな形態の複数の基金がそれぞれ独立した目的や活動領域をもつわけであるが、基金を管理する理事会や選考委員会、スタッフ、事務所などが共有になるため、

管理的経費が節減でき、一般の財団をつくるよりは小さな資金で有効な助成ができるのがメリットである。また、身近な社会貢献活動として財団への寄付等を考えている企業にとっては、地域密着型のコミュニティ財団はより実感できる効果をもたらすと見える。しかし、このことは逆にいえば、寄付者がそれぞれ自らの助成目的の達成を念頭においている以上、運営基金以外の財団の運営経費の捻出には困難さをともなうということになる。アメリカでは、基金に対して一定の手数料を徴収することにより、これを運営経費にあてているようであるが、いずれにしてもボランティア団体とそれを支援しようとする団体等との間に入り、つなぎとしての役割を担う中間支援団体の形態としては有効である。

(2) 社会福祉法人

財団法人との大きな違いは、法人としての目的・内容と税制上の優遇措置の差である。財団法人が営利を目的としない幅広い公益活動を目的としているのに対して、社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉事業法により設立された法人であるため、その活動は限定的といえる。第1章でも述べたように、ボランティアといえば社会福祉の分野であるかの連想が今なお存在するが、すでにボランティア団体の活動領域は多方面にわたる。中間支援団体として社会福祉法人を名乗っていると、こうした多様なボランティア活動の領域をカバーしきれないという一面もある。1977年に設立された山梨県ボランティア協会が年間7,200万円（平成7年度）ほどの活動予算をもちながら、団体の社会的認知と安定した運営のためにしばしば法人化を論議しながらも任意団体として活動を続けてきた背景には、法人の定款に拘束されない自由性・開拓性・創造性の堅持という積極的な意味がある。法人格を取得するとすれば社会福祉法人を、と考えているようだが、そのために活動が限定されることを懸念しているのである。しかし、一方で社団法人から社会福祉法人となった大阪ボランティア協会は、社会福祉事業について可能なかぎり拡大解釈することで、活動領域に弾力性をもたせた事業展開をしている。この大阪ボランティア協会の先駆的な試みを、山梨県ボランティア協会も見守っているところといえる。

また、税制上の優遇措置については、社会福祉法人は特定公益増進法人としての特典を受けることにより多額の寄付を受けやすくなるという大きなメリットがあり、このことは中間支援団体にとって強い味方となる。これについては後述する寄付金税制のなかで、もう少し詳しくふれたい。

(3) 公益信託

法人と大きく違うのは、比較的少額の基金で発足することができるうえ、事務局の設置を要しないため維持管理費も少額でまかえる点である。しかし反面、受託者である信託銀行等が銀行業務のかたわら助成事業に携わるわけで、受託の数が少ないうちは銀行としても行内に専門のスタッフを設置するわけにもいかず、運営がスムーズに行われぬ面もある。ある程度の専門性を要する場合には、助成先の推薦などの助言を行う運営委員会を別に設置することもおおい。この場合、公益目的と合致するような活動を展開している財団法人に運営委

員会事務局が設置されることもある。あるいは、受託を引き受けてくれる財団に直接委託する方法も考えられるわけであり、本市でいえばボランティアセンターが受託者となることで、委託者との信託契約にもとづく資金的支援の可能性も生まれてくるのではないだろうか。

3 企業からの資金的支援

これまで行政が手がけてきたサービスの分野について、できるだけ民間の手で多様な活動を展開したいというボランティア団体の欲求は、企業のもつ資金・人材・技術面での大きな力に期待を寄せている。これに対して企業も社会貢献活動を担当する専門部署を設置したり、企業財団に対する関心の高まりをみせ、行政の手がけてこなかった分野への取り組みにも意欲的である。

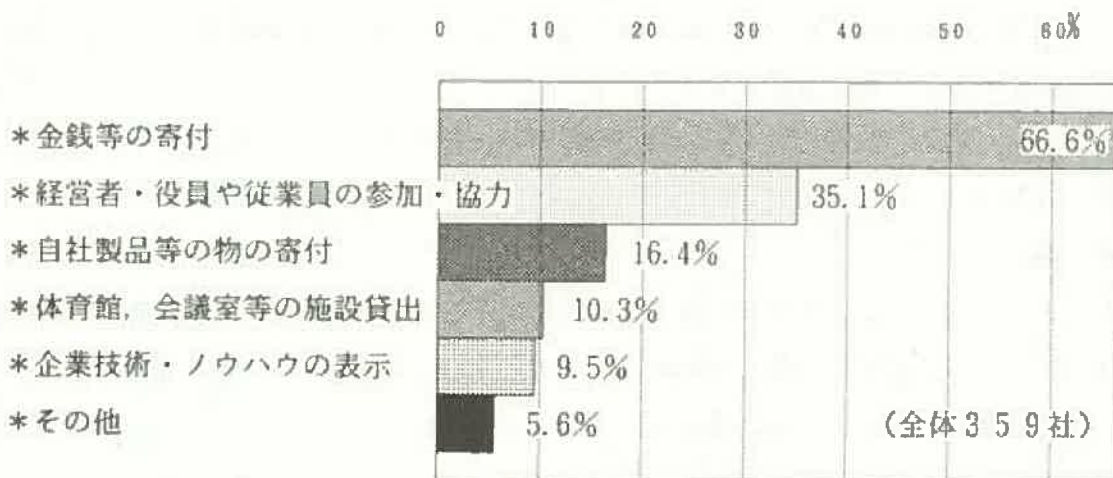
行政としても、ボランティア団体支援にあたっては企業との連携をはかっていかなければならない。ボランティア団体への企業からの資金的支援の増強を側面から支援することは行政にとって課題であると同時に、中間支援団体にとっても企業からの資金の流れは重要な部分を占める。

企業による資金的支援の方法と課題をみてみよう。

(1) 企業による資金的支援の方法

ボランティア団体に対する企業の支援方法はいくつかある。自社の敷地や施設を地域に公開、利用できるようにしたり、従業員の自発的な活動に対して一定の有給休暇を認めるなど。しかし、現在のところ圧倒的に多いのが資金的支援であろう。昨年度に川崎市が実施した「企業の社会貢献活動に関する調査」の報告書によれば、市内企業の社会貢献活動の方法・手段のなかでも「金銭等の寄付」が66.6%と最も多く「経営者・役員や従業員の参加・協力」の35.1%を大きく引き離している。

市内事業所が取り組む社会貢献活動の方法・手段



～企業の社会貢献活動に関する調査報告書から～

資金的支援の方法としては、①寄付、②助成財団の設立、③公益信託への委託が主なところである。企業が自ら助成財団を設立すればそれ自身が行政にとっても中間支援団体になりうるし、コミュニティ財団という手法を用いれば財団の設立なんてとんでもないという企業にとっても、②はより身近なものと考えられることもできよう。また、財団の維持にかかる運営費等の負担をなるべく少なくして——そういう意味ではコミュニティ財団と同じ効果が企業側にある——助成になるべく多くを回そうとの判断で公益信託への委託を選んだ場合は、運営委員会等をボランティアセンター内に設置したり、事務局およびスタッフが信託銀行の課長代理1名というような状況をボランティアセンターが援護したりという手法で、やはり行政の（直接的には資金面でない）間接支援が可能となるのではないだろうか。

しかし、多くの企業にとっては①の寄付が一番てっとり早い方法といえる。が、その反面、景気や営業成績などによって左右されやすい。「企業の社会貢献活動に関する調査」のアンケートの結果の中にも、社会貢献などよりも現在の経済状況のなかでの経営改善が最優先であるとの論調が、特に従業員数100人未満の企業におおく見られる。それでも、景気の変動を考えると一定金額はむずかしくとも経常利益の一定割合を寄付金に回そうというやり方で、なるべく継続的な支援をはかっていこうとする企業も見られる。また、寄付の種類も多様で、町内会や自治体から協力要請のあったイベント等に対する寄付や企業内に社会貢献専門の部署を設置して企業の基本方針にそったかたちで行う寄付、従業員が自らの関心と目的に応じて寄付をする場合にそれと同額もしくは一定割合を個人の寄付対象と同じ対象に行う寄付（マッチング・ギフト）、商品を販売する際にあらかじめ顧客に「売上の一部は〇〇に寄付されます」と示したうえで利益の一部を寄付する試み（コース・リレイテッド・マーケティング——販売促進の手法）などさまざまである。このなかでマッチング・ギフトなどは、企業が必要と考える分野より従業員の意向を優先させているという点でユニークであるが、大蔵省の指定寄付ではないが企業が、指定した特定の寄付についてのみマッチング・ギフトを採用するという例もある。

中間支援団体としては、こうしたなかから参考事例の紹介を行うことなどによって企業からボランティア団体への資金の流れに寄与することも可能といえよう。「企業の社会貢献活動に関する調査」のなかで東京電力㈱川崎支社は、「どこの企業が、具体的にどんなことを考えて何をしたかを伝えることは、これから活動していこうと考えている企業にとっても、また市民にとっても大切なことではないか。事実、企業に属している者にとっても、自分たちが所属している企業が市の広報等で正当に評価されているのを見ると、その後の活動に励みになることがおおい」とのべている。実際に、例えば市の施策に対して対時的な活動を展開する団体を支援する企業を、「市の広報等」が「正当に評価」するかどうかは定かではないが、中間支援団体にはできうることである。

企業からボランティア団体への資金の流れをより太くするためには、さらに寄付金税制の見直しが不可欠である。

次にその点をふれてみる。

(2) 企業や個人からの資金の流れをとりまく寄付金税制

企業や個人が寄付をする場合に、どんな免税措置があるのかをみておこう。

ア 法人税法上で損金として扱うことができる寄付金

企業の寄付金は、次の4種類を損金として扱うことができる。

- ① 国や地方公共団体への寄付金 —— 全額を損金算入できる
- ② 公益性が高いとして大蔵省が認定した指定寄付金 —— 全額を損金算入できる
- ③ ①、②以外の寄付 —— 損金算入限度額内で免税できる
- ④ 特定公益増進法人への寄付金 —— ③の損金算入限度額と同額別枠の損金算入限度額内で免税できる

なお、特定公益増進法人の要件は下のとおり。また、信託終了時に信託財産が委託者に帰属しないことなどの要件をそなえた認定特定公益信託への寄付についても特定公益増進法人への寄付にふくめて、限度額内で損金算入できる損金算入限度額の算式は、 $(\text{所得金額} \times 2.5\% + \text{資本金等金額} \times 0.25\%) \times 1/2$ となっている。

【特定公益増進法人の要件】

- a 国の特殊法人
自動車安全運転センター、総合研究開発機構、国際交流基金など
- b 民法法人のうち特別に認められたもの
財団法人日本体育協会、財団法人貿易研修センター、財団法人関西文化学術研究都市推進機構など
- c 民法法人のうち例えば科学技術の試験研究、学資の支給、青少年の社会教育、芸術の普及向上、文化財の保存協力、海外における日本理解の増進などを主たる業務とする法人で、主務官庁の認定を受けたもの
- d 学校法人、社会福祉法人

①については全額損金算入できるものの、企業にとっては特定の目的、領域、団体への寄付がままならないという点、②については、認定される指定寄付金が特に公益性が高いとされたものに限定されるため①とは逆に範囲が狭すぎるという点、③は企業の判断でどこにでも寄付ができる点で弾力的ではあるが、その損金算入限度額には他の寄付金（政党や関連会社などボランティア団体以外への寄付金）もふくまれるため、限度額の枠が狭い点、④は特定公益増進法人の数が少ない（民法法人では833、学校法人と社会福祉法人を含めるとおよそ1万5,000団体、アメリカでは寄付金控除のできる免税団体は50万～60万団体といわれる —— 「社会貢献白書」（1992経団連編）より）点などが、企業が民間としての独自性を発揮しながら、行政からの自立性の高いボランティア団体の資金的支援を増強していく上での課題としてあげられる。

イ 所得税において所得控除できる特定寄付金

個人所得税において一定の範囲で所得控除できる寄付は、次のとおり。

- ① 国や地方公共団体への寄付金
- ② 指定寄付金
- ③ 特定公益増進法人、認定特定公益信託への寄付金
- ④ 政党等への寄付金

ウ 住民税において所得控除できる寄付金

個人住民税において一定の範囲で所得控除できる寄付は、居住地の共同募金会と日本赤十字社支社のみ。

個人の寄付においては、とりわけ地方税での所得控除の範囲がきわめて限定的となっている。一般的に、ボランティア活動団体へ寄付するよりは税金を納める方が大切であるという考え方がつよいが、福祉や環境、まちづくりなどに関する問題を解決する際に国や地方公共団体が解決にあたるよりも、ボランティア団体にゆだねたほうが効率的であったり適切で効果的であったりする分野も存在するという考え方がより一般的となれば、個人からボランティア団体への資金の流れも太くなるであろうが、行政としてもある程度の税収減はボランティア団体の活躍と引換えと考え、寄付金に対する税の優遇措置を拡大するように努めるべきであろう。

(3) 企業が望むこと、中間支援団体にできること

企業が社会貢献活動を展開するうえで不足と感じているものが、情報と税制上の支援であると「社会貢献白書」（1992経団連編）は伝えている。前出の本市の「企業の社会貢献活動に関する調査」でも、市内の企業が活動推進上で自治体に期待する役割として「情報提供や社会貢献の場づくり」が50.6%と最もおおく、「寄付税制の優遇措置など制度改善にむけた国への働きかけ」が32.9%とこれに続く。そのほかに、「企業の社会貢献活動をひろく市民に紹介し、理解が進むよう啓発に努める」（31.9%）ことも求められている。

本章第2節でのべたように、情報事業は中間支援団体の重要な仕事であり、企業が望む情報とボランティア団体が望む情報との橋渡しの役割を中間支援団体は担っていく必要がある。そのための行政が行うべき基盤整備については第4節でのべるが、税制上の優遇措置の見直しを国に対して働きかけることも基盤整備として必要な項目にあげられるだろう。さらに、企業が自らの目的やつごうによって資金的支援ができるように、その資金受け皿である中間支援団体は、前述したように企業にとってもさまざまな形態があるなかで選択できることが望ましいといえる。しかし、現行の寄付金税制上では、やはり特定公益増進法人という形態をとっているほうが、中間支援団体としては資金収集力が高い。1969年に任意団体としてスタートし、4年後に社団法人となった大阪ボランティア協会が、1993年に社会福祉法人となったのも資金獲得力をアップさせるためであるし、1991年に設立された大阪コミュニティ財団が特定公益増進法人の認可を受けるべく努力しているのも、このためである。

4 ボランティア団体への資金の流れ

ボランティア団体としては助成金の獲得以前に、自前での資金づくりが必要である。おおくの団体にとって会員による会費収入がその出発点となろう。任意団体からはじめてその活動の形態や領域が発展するにおよんで会費収入では工面できなくなった場合に、地域のバザーやフリーマーケットへの出店など活動団体の発展形態に応じた資金づくりのためのノウハウの提供などが、中間支援団体の情報提供・相談機能として必要となってくることは本章第2節で見たとおりである。また、中間支援団体としては活動団体の財源内訳の状況や事業費と運営費の割合にも気をくばりつつ、団体の運営を助成金でまるまるまかなうようなことのないよう自前主義の尊重に配慮しなければならない。

助成にあたっての中間支援団体とボランティア団体との関係における留意点と、既存の制度や社会に対してゆるやかな改革をうながすものとしてのボランティア団体とそれらを取りまく資金の流れについて、最後にみておきたい。

(1) 資金的支援の面における「パートナーシップの原則」

ボランティア団体と中間支援団体との間にも、第2章でボランティア団体と行政との役割分担の項でのべた「パートナーシップの原則」が確立されていなければならない。「原則」を無視した中間支援団体の不用意な「仕切りすぎ」は、とりわけ資金的支援という形のなかでは支援する側とされる側との一方通行的な関係と支援される側の従属的体質を招きかねないからである。

中間支援団体の理事会や運営委員会での助成先や助成額の決定経過は、助成応募団体の公開コンペティションによるなどの方法をとると同時に、助成後の活動経過の公开发表などを設定し「公開の原則」にのっとり、活動団体の自立性をそこなうような補助金の既得権化をさけ、助成は「時限性の原則」にのっとり、ことなどが必要である。こうした「公開の原則」や「時限性の原則」を意識した支援のあり方は、これまで毎年のように定額の補助金をえていた行政協力型ボランティア団体に対して、自主型ボランティア団体と同様の助成金獲得のための競争（コンペ）に参加することをうながすものであるが、このことによって行政協力型ボランティア団体のあり方も変化していくであろうし、自主型ボランティア団体との関係も変わってくるであろう。行政協力型の自主型化や自主型のさらなる地域密着化、行政協力型と自主型の得意領域を互いにかしたかたちの協力体制づくりなどが見られるかもしれない。そうした変化の過程にはさまざまな摩擦もともなうであろうし変化の様相は地域によっても異なるであろうが、そのなかで中間支援団体と行政協力型ボランティア団体、自主型ボランティア団体がそれぞれ「相互理解・相互尊重の原則」にのっとり、「自己確立」や「目標に対する共通認識」ができていくかどうかを確認する作業が必要となるとともに、その経過での「自己変革」を受容する姿勢が問われてくる。

とりわけ「自己変革」の受容が急務であるのは行政であり、行政協力型ボランティアへのこれまでの過度の依存をあらため、自主型ボランティア団体の成長を、極端にいえば抑制し

てきたともいえる補助金行政のあり方を見直していかなければならない。行政が行う委託業務についても、これを受託する団体とのあいだが「対等な関係」にあるのかを意識しておく必要がある。ボランティア団体が社会変革の可能性をもちうるものとして、その成長と発展をポスト産業主義社会の指標として支援するのであれば、中間支援団体の資金的支援も「パートナーシップの原則」に沿ったものとならなければならない。

(2) 市民事業と市民バンク

ボランティアがポスト産業社会を予見した価値変革につながる活動として発展していくことを支援するうえで、その資金的な基盤づくりにおいて、あるいは現在の産業構造における資金の流れの変革という点において市民事業の手法にも学ぶ必要がある。有償型のボランティア活動として、活動した時間をお金に換算するかわりに時間として記録し、自分が必要なときに引き出して手助けしてもらう「時間通貨」や「ボランティア切符」といった試みもあるが、市民事業は労力の提供に対して対価をうることで、社会の問題解決に挑戦、貢献するサービスの提供と経済的な自立とを両立させている。利潤の追求を目的とする事業に対して、市民事業は社会問題の解決という目的ももつがゆえに高い経営手法の技術が要求される。こうした市民事業を資金的に支援する一つの試みとして行われているのが市民バンクである。1万5千人の市民から6億円の資金を集めて設立したドイツのエコバンク（環境事業に融資している）にならって、市民事業「プレス・オルタナティブ」代表の片岡勝氏が永代信用組合とスタートさせた市民バンクは、福祉、環境、南北問題の解決を目的とした事業に対して、1,000万円を限度とした融資を行っている。この市民バンクに、「利息はいらぬ」といって預けていった市民からのお金が、バンクをスタートさせて1年半で4.510万円になったという。

市民事業の利潤が、出資者のみへの還元とさらなる利潤の再生産への投資としてではなく、組織の活性化とさらなる問題解決への投資として活用される。市民が、より利率のよい金融機関にお金を預けるよりは市民バンクへ預金する。新たな産業構造への変革の胎動ともいえる。こうした資金の流れを中間支援団体やボランティア団体を取り巻く資金の流れにも組み入れていかなければならない。本章第2節の冒頭で述べたように、お金よりも心の豊かさの実現へと市民指向がシフトするなかでは、納税にせよ預金にせよ寄付にせよ、お金の流れがよく見えて暮らしやすい社会の構築へと結びつくところへ資金は集まるといってよい。したがって、中間支援団体にはそれなりの営業努力も要求されるのである。

第4節 中間支援団体の組織，人，施設

ここでは、自立的なボランティア団体を支援するための川崎市における理想とする中間支援団体の具体的な姿について、組織・人・施設の面からのべることとする。

1 ボランティア団体の要望

ボランティア活動に関する国や地方公共団体への要望としては、「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」（内閣総理大臣官房広報室・1993年11月調査）によれば、ボランティア情報の提供・ボランティア養成・研修の機会の充実・ボランティアセンターの整備が特にあげられている。

また、市民公益団体がかかえる問題点として、「市民公益活動基盤に関する調査研究」（総合研究開発機構・1994年3月）によると、場所や情報に関する問題点として、市民公益団体の活動をもっとPRでき、団体同士の情報交流ができるとともに、おおくの市民公益団体の情報を受発進できるセンター的な機能や施設の整備が課題となっている。

各自治体においても、市民が利用できる公共の施設の整備はなされているが、趣味の集まりなど同等の条件で利用しなくてはならず、常駐することができないので拠点とはなりえない。ボランティア活動をより活性化するために、安価なスペース、倉庫・会議室等の提供が必要である。

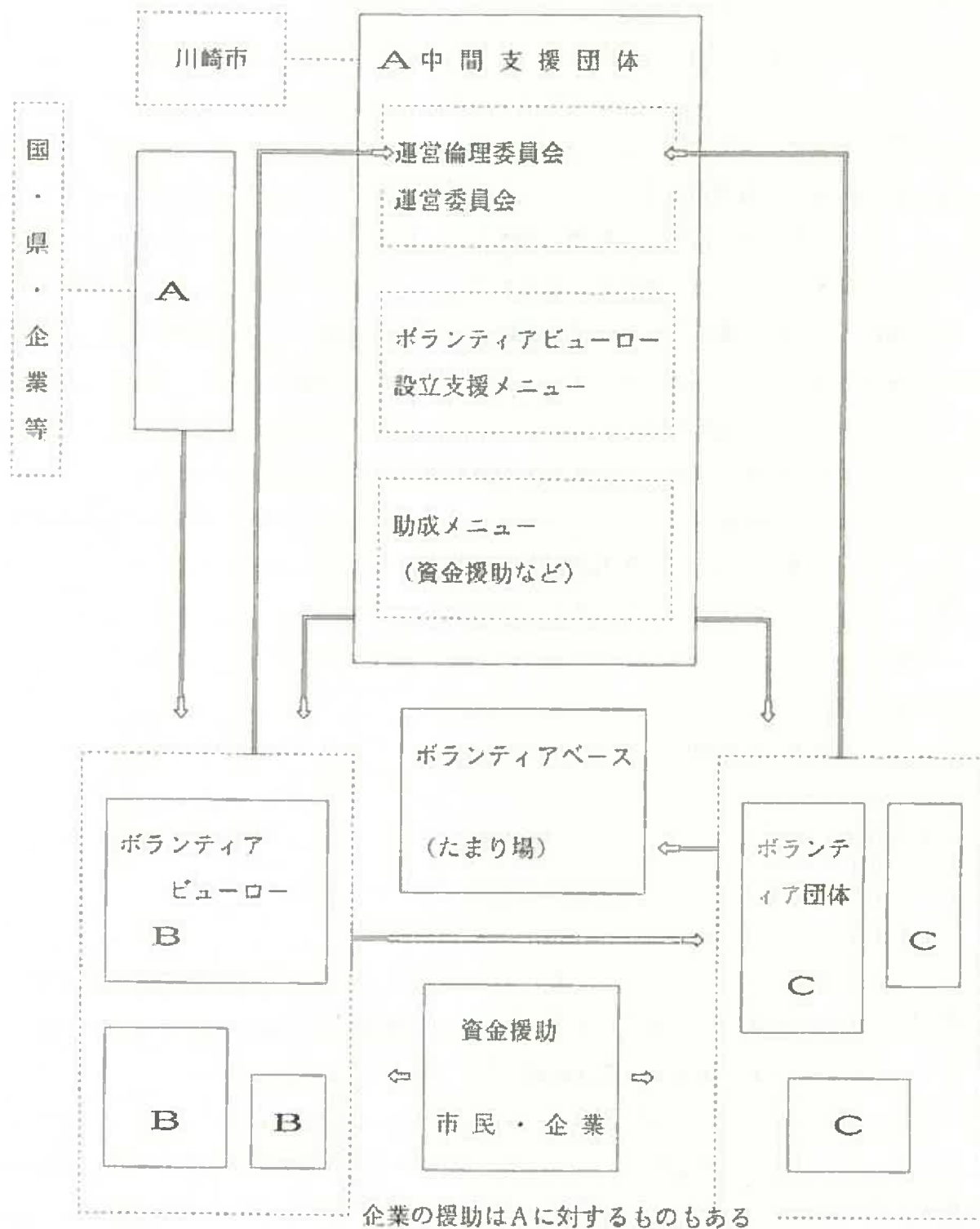
2 中間支援団体の具体的な姿

(1) 中間支援団体とボランティア団体の相関関係

ボランティア団体は市民の発意によるものであるから、行政組織に比べて柔軟さやあやふやさやさを容認すべきである。ボランティア団体を支援する組織についても、その存続はあくまで、市民の意思にまかせるべきで組織の硬直化は避けなければならない。

故に、本市の手によりつくられるのは、中間支援団体のみとすべきである。

本市の手による中間支援団体と市民の発意による支援団体・ボランティア団体の相関関係は前項の図が理想である。なお、中間支援団体には民間設立のものもふくまれるが、ここでは、本市が設立する理想とする支援団体を中心に論ずる。



(2) ボランティアベース（たまり場）の必要性

ボランティア団体（ここではC）は市民の手により設立されている。当初は、当事者団体として活動するものもあれば、はじめから他のボランティア団体を支援する目的で活動するものも考えられる。

本市はボランティア団体の活動を支援するために行政の直接支援の一環として小中学校の余裕教室やコミュニティー施設の有効利用を積極的にはかるべきである。この「ボランティアベース」は、単に会合や作業及び情報交換のための「場」という物理的な拠点機能であり、

事務局機能を有するものではない。

(3) ボランティアビューローへの発展

「ボランティアベース」を通して発展したボランティア団体のなかで、ボランティア団体が集まり、または発展して任意の支援団体をつくっていく。このなかで、認定をうけ本格的な支援活動を行うものが「ボランティアビューロー」（ここではB）である。ボランティアビューローになると、自らの発意による支援に制約がくわり、より他者性をましてくる。

ボランティアビューローは支援事業として、コーディネート等の実務上の援助をボランティア団体に行うが、その支援の決定過程には公開制が求められる。公開制をはじめとした要件を満たさなくては「ボランティアビューロー」の認定は受けられない反面、「ボランティアビューロー」の認定を受けることにより、本市の中間支援団体（ここではA）から支援に必要な援助を受けると同時に、中間支援団体の運営に参画する機会もえる。

団体からの申請を受け、「ボランティアビューロー」の認定を行うのは、本市の中間支援団体の運営委員会である。運営委員会の構成については後述する。

「ボランティアビューロー」の要件としては

- ・活動の公益性
- ・活動の公開性
- ・会計の公開性（非営利性）
- ・運営の民主制の担保
- ・責任者の明確化
- ・活動の継続制

等が考えられ、これは公開されるものである。

ボランティアビューローやボランティア団体は本市の中間支援団体から資金援助を受けるだけでなく、民間設立の財団（A'）や企業から直接支援を受けることも自由であり、または、本市の中間支援団体から支援を受けなくともよい。

また、ボランティアビューロー同士で連絡協議会を構成しお互いにバックアップする。

ボランティア団体のみならず、ボランティアビューローも市民の発意により成立するのであり、その運営は団体のメンバーにゆだねられ、行政はもちろん、中間支援団体の干渉を受けるべきではない。しかし、ボランティアビューローはその要件を満たさなくなったとき、その認定を失うものである。さらにボランティアビューローとして活動していた団体は、自らその活動を終え、任意の支援団体または当事者団体となる自由を有する。

ボランティアビューローの活動はフレキシブルなものである。

(4) 本市の中間支援団体の機能

本市がつくる中間支援団体の事業は、本章第2節でのべているとおりであるが、ボランティアビューローが充実することによりその事業も、ボランティアビューロー・ボランティア団体への資金援助を目的とした、ファンドへと変わることも考えられる。そして、社会的な

独立性を保持するために、創設に関しては、支援事業が自立して運営されるよう、一定規模の基金が必要である。

本市設立といえども、運営に当たっては民間ベースを前提とし、援助の執行に際しては第三者的立場に立った運営委員会による一定の基準に従った審査・検討が必要となる。

また、資金援助をより効果的にするために、運営委員会にはボランティアビューローの参画が必要である。

運営委員会のメンバーはAの支援を受けるすべての人・団体の意向が反映されるのが好ましい。本来、中間支援団体の運営や評価は、いわゆる有識者のみが行うことなく、その支援を受けるすべての人がかかわれることが重要なことである。これを実現すべく年に1度は希望者全員による総会が望ましい。

(5) 中間支援団体の具体例

ここで、本市の理想的中間支援団体の具体的内容について触れてみたい。

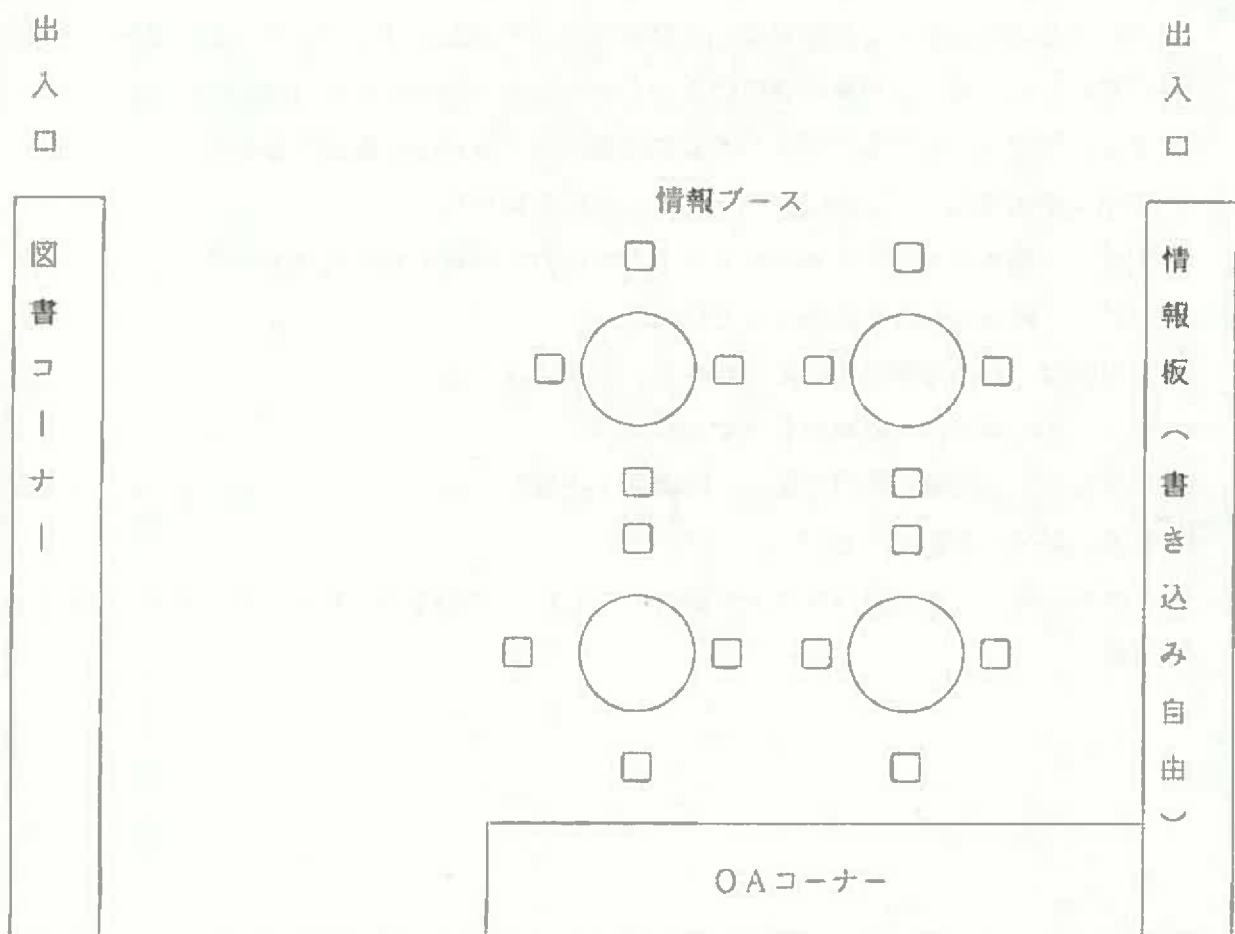
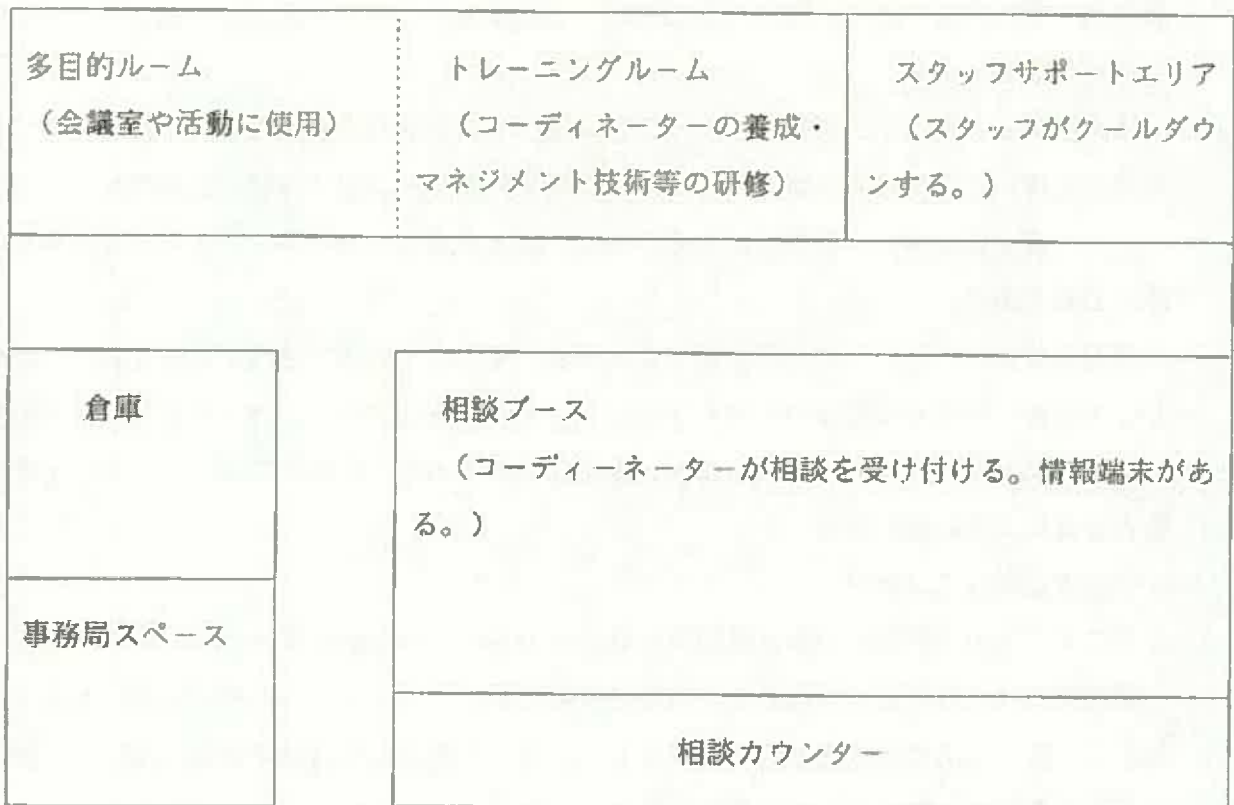
機能拠点は、単に会合や作業及び情報交換のための「場」という物理的な拠点もさることながら、むしろ活動展開への意欲を刺激し、自立した見識ある活動の発展に役立つためのソフト面を支援する拠点としての性格が優先されなければならない。

このため、専従者とボランティアスタッフによる自主管理・運営にまかせ、中間支援団体を利用するボランティア団体や地元企業から派遣されたボランティアによるコーディネーターが常駐している。会館時間は夜間をふくめフレキシブルであるのがよい。

スタッフはなによりも、ボランティア活動に対する見識と意欲が要求される。

中間支援団体のハード面については次の点に留意したい。

- ・場所は、勤め帰りに立ち寄りやすくするための地の利を考える（駅前等）。
- ・行政と一線を画するため独立した施設。
- ・入り口は、初めてのひとでも入りやすいように考える。
- ・ハンディを持つ人にも利用しやすくする。
- ・ボランティア団体が利用できる、印刷室・会議室・倉庫・コーディネータールーム等の設備・スペースを備える。
- ・インターネットなどのパソコン通信やCATVによる情報のネットワーク化に対応した設備



これは、中間支援団体のおおまかなレイアウト・イメージである。

3 中間支援団体の組織原則

本市がつくる理想的な中間支援団体の運営のあり方について、ここでまとめたのべておきたい。私たちがのべてきたボランティア活動に対する理想的な支援施策の重要な点は支援そのものを市民の発意にゆだねるということである。

日本におけるボランティア活動の支援は The Third Sector としてのボランティア・セクターを強化していくことであり、これは社会変革を伴うことを誰もが覚悟しなくてはならない。私たちの中間支援団体はボランティア活動の推進や先導の役割を担うこととなる。

支援団体はまず、ボランティア活動の推進は単にボランティア団体のためという狭い目的のためではなくセクターバランス変革という社会全体にとっての公益の増進に寄与するものだという認識をもつことが重要である。支援団体自身が草の根のボランティア団体が直面している問題や保有する思想を常に把握し、さらに、社会システムのあり方やボランティア・セクターの将来像についての草の根のボランティア団体と共有できるビジョンをもち、こうしたビジョンを描きつつ、客観的な視点から、問題解決のための戦略的方策を構築し、かつ、支援機能のあるべき姿をさぐっていかなければならない。つまり、支援団体には「ボランティア団体はこのようにあってほしい」「ボランティア・セクターの将来はこうあるべきだ」「社会システムのあり方はこうあるべきだ」といったセクターバランス変革のための明確なビジョンをもつことが要求される。しかも、このビジョンは草の根の団体との対等な関係に立つ協働者としての密接な意思疎通によるボトム・アップ型の戦略的思考にもとづかなければならない。先にのべた、運営委員会へのボランティア団体やボランティアビューローの参画はこの協働の企てとしての支援の認識に立ち、ボランティア団体との協働性を確保し、ニーズと実態の的確な把握をしようとするものである。また、支援団体はボランティア団体との協働だけではなく、幅ひろく市民の理解と参加をうることが重要であり、情報公開により社会の評価を積極的に受けるべきである。中間支援団体におけるパソコン通信やCATVによる情報ネットワーク、1年に1度の希望者全員による総会の試みは、これを実現しようとするものである。さらには、中間支援団体の理事におおくのアーティストの参加をえて、メディアを活用し、世論を動かすことも考えていく必要があるかもしれない。

また、支援目的はあくまでセクターバランスの変革であり、支援機能はボランティア活動とボランティア・セクターの自律を促進するものでなくてはならない。ボランティア団体には支援の目的が自律性の確立であることを理解してもらわなければならない。ボランティア活動をたとえ、一時的にせよ、行政の下に置くようなことは避けなければならない。

さらに、将来的には他の中間支援団体とのパートナーシップの重要性の認識をもつ必要がある。つまり、民間支援団体、行政により設立された支援団体、助成財団等がパートナーシップを組んでボランティア・セクターの基盤強化をはかる方向も考えられる。

4 中間支援団体におけるスタッフについて

支援団体においては専従職とボランティアスタッフの仕事のわりふりを明確にし、スタッフ

の適材適所に留意すべきである。さらに、スタッフ育成のために、スタッフを意図的に異なる地位につけて、多様な能力開発の機会を提供するように心がけたい。また、スタッフの構成についても年齢、国籍や男女比などに気をくばり多様なものになるようにつとめたい。